

## 那珂市議会総務生活常任委員会記録

開催日時 令和2年3月18日（水）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 勝村 晃夫 副委員長 小泉 周司  
委 員 木野 広宣 委 員 萩谷 俊行  
委 員 笹島 猛 委 員 君嶋 寿男

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議 長 福田 耕四郎  
事務局長 寺山 修一 次 長 飛田 良則  
次長補佐 小田部 信人

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 宮本 俊美	行財政改革推進室長 平松 良一
行財政改革推進室長補佐 稲田 政徳	企画部長 大森 信之
秘書広聴課長 会沢 義範	秘書広聴課長補佐 海野 直人
政策企画課長 益子 学	政策企画課長補佐 篠原 広明
政策企画G長 橋本 芳彦	地方創生G長 浜名 哲士
総務部長 加藤 裕一	総務課長 渡邊 莊一
総務課長補佐 飛田 健	財政課長 茅根 政雄
財政課長補佐 石井 宇史	財政G長 郡司 智弘
税務課長 柴田 秀隆	税務課長補佐 武藤 隆
収納課長 小林 正博	収納課長補佐 高畠 啓子
支所長 堀口 才二	支所課長補佐 南波 三千代
市民生活部長兼危機管理監 桧山 達男	防災課長 秋山 光広
防災課長補佐 植田 徹也	市民協働課長 玉川 一雄
市民協働課長補佐 田口 裕二	市民課長 片野 弘道
市民課長補佐 会沢 和代	環境課長 関 雄二
環境課長補佐 萩野谷 真	生涯学習課長 高安 正紀
生涯学習課長補佐 萩野谷 智通	スポーツ推進室長 柴田 真一
消防長 山田 三雄	消防本部総務課長補佐 堀江 正美
消防本部予防課長 元木 利光	消防本部警防課長 小田部 茂生
東消防署長 寺門 博文	西消防署長 鈴木 将浩
会計課長 清水 貴	会計課長補佐 鈴木 良一

## 会議に付した事件

- (1) 議案第 1 号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第 2 号 那珂市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第 3 号 那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第 4 号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第 5 号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第 6 号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第 9 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第 7 号）
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第 12 号 令和元年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (9) 議案第 16 号 令和 2 年度那珂市一般会計予算
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (10) 議案第 18 号 令和 2 年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (11) 議案第 23 号 公の施設の広域利用に関する協議について
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (12) 議案第 24 号 那珂町・瓜連町新市まちづくり計画の変更について
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (13) 議案第 28 号 市有財産の処分について
  - …原案のとおり可決すべきもの
- (14) 那珂市企業立地促進雇用奨励補助金について
  - …執行部より報告あり
- (15) 那珂市運転免許自主返納等支援事業について
  - …執行部より報告あり
- (16) 那珂市自転車活用推進計画の策定状況について
  - …執行部より報告あり

- (17) 第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定状況について  
…執行部より報告あり
- (18) 下江戸地区の大規模太陽光発電について  
…執行部より報告あり
- (19) 那珂市地域防災計画の修正について  
…執行部より報告あり
- (20) 那珂市空家等対策計画の策定について  
…執行部より報告あり

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 おはようございます。昨日発表がありました、茨城県で1人の方が、新型コロナウイルスに感染したということです。これはイタリアから帰ってきたということで、向こうから持ち込んだんではないかということでございますが、十分、新型コロナウイルスには気をつけていただきたいと思います。

また、今回より総務生活常任委員会委員長としてやらせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、開会前に御連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は、簡潔かつ明瞭にお願いいたします。

携帯電話などについてはマナーモードにするなど、御配慮をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めております。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長より御挨拶をお願いいたします。

議長 どうもおはようございます。

引き続いての常任委員会ということで、大変御苦労さまでございます。

今、委員長からお話がありました、隣接しているひたちなか市でコロナウイルスが発生したということで、大変、我々緊張感というか、拡大に対しての配慮をしていく、そういうことが大事かなと、こういうふうに思います。

また、今、委員長からお話ありましたけれども、本来であれば議長というのはこの席に同席していいのかな、どうなのかなということが一つありますね。これはなぜかというと、議長から各常任委員会にこの会議事件を付託しているわけですね。これに対して同

席するのはいかがなもんかな。こういうこともこれから少しづつ皆さんと協議しながら考えていく、これ大事なことかなというふうに感じている次第でございます。

今日は、いずれにしても私出席をさせていただきましたけれども、ひとつ正副委員長を中心に各委員の皆さん、そして、執行部の皆さんにおかれましては、簡潔丁寧にひとつ答弁のほうもよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長より御挨拶をお願いいたします。

副市長 改めて、おはようございます。

本日は、総務生活常任委員会、御出席、誠にお疲れさまでございます。

今、委員長と議長からもお話がありましたように、新型コロナウイルス感染につきましては、隣の市で発生したということで、本日、早速、朝一番で対策本部会議を開いて報告を受けたところでございます。さらなる緊張感を持ってこれには対処していきたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

本日は、予算を中心に、議案 13 件、そして協議・報告案件 7 件でございます。非常にボリュームがありますので、どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長 よろしくお願ひします。

それでは、この後、議長は公務のため退席をさせていただきますので、御了承をよろしくお願ひいたします。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議を行います。

執行部に申し上げます。

令和 2 年度予算の説明の際は、必ず課名と出席者を報告し、必ず議案書及び予算書並びに主要事業説明書のページ数を述べた後、歳入については款及び項まで、歳出については款項目までの説明をしてから新規事業及び前年度比較額の大幅な増減等、特に説明が必要なもの説明をお願いします。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所管課の質疑が全て終結した後に行います。

それでは、審議に入ります。

初めに、議案第 9 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

財政課より一括して説明を願います。

財政課長 財政課長の茅根です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、一般会計補正予算 1 ページを御覧ください。

議案第 9 号 令和元年度那珂市一般会計補正予算（第 7 号）について御説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、継続費補正になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、事業名、総合戦略策定事業、補正後 446 万円、年度割、令和元年度 230 万円、令和 2 年度 216 万円。事業名、いい那珂サイクルプロジェクト推進事業 418 万円、167 万円、251 万円です。

5 ページをお願いいたします。

第 3 表、繰越明許費補正になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、財産管理事務費 1 億 600 万円、7 項災害復旧費、災害廃棄物対策事業 1177 万 6000 円。

4 款衛生費、2 項清掃費、ごみ啓発等推進事業 620 万円。

6 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正になります。

下から 4 つ目になります。

常備消防車両整備事業債 397 万円、起債の方法、利率、償還方法につきましては、補正前と同じになります。失礼しました、限度額 3970 万円でございます。

9 ページをお願いいたします。

歳入になります。

1 款市税、1 項市民税、1 目個人 1000 万円、2 目法人 3 億 5029 万 1000 円。

1 款市税、4 項市たばこ税、1 目市たばこ税 1800 万円の減。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税 800 万円の減。

2 款地方譲与税、2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税 1800 万円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金 400 万円の減。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、1 目自動車取得税交付金 1000 万円の減。

次のページをお願いいたします。

9 款地方特例交付金、2 項子ども・子育て支援臨時交付金、1 目子ども・子育て支援臨時交付金 4095 万 1000 円。

10 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税 4 億 5248 万 2000 円。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 240 万 3000 円の減。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金 762 万円、2 目民生費国庫補助金 383 万 3000 円の減、3 目衛生費国庫補助金 290 万 1000 円の減、4 目土木費国庫補助金 2047 万 3000 円の減、5 目教育費国庫補助金 2 億 5197 万 8000 円。

11 ページになります。

6 目消防費国庫補助金 438 万 2000 円。

15 款県支出金、1 項県負担金、2 目民生費負担金 3515 万 2000 円、4 目教育費県負担金 348 万円の減。

15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金 615 万 7000 円の減、2 目民生費県補助金 80 万 9000 円の減、4 目農林水産業費県補助金 98 万円、14 目原子力エネルギー教育支援事業補助金 36 万 3000 円。

12 ページをお願いいたします。

16 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入 175 万円の減。

18 款繰入金、1 項繰入金、1 目財政調整繰入金 6 億 5152 万 9000 円の減、2 目他会計繰入金 380 万 1000 円。

19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 3 億 2489 万 6000 円。

20 款諸収入、4 項雑入、4 目雑入 761 万 3000 円。

21 款市債、1 項市債、2 目農林水産業債 70 万円の減、3 目土木債 8290 万円、4 目消防債 1170 万円の減、5 目教育債 3 億 80 万円。

14 ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1800 万円の減、6 目企画費 173 万円の減、7 目コミュニティ費 562 万 4000 円の減、9 目国際市民交流費 278 万 3000 円の減、11 目原子力対策費 366 万 3000 円の減。

15 ページになります。

12 目支所費 62 万円、13 目財政調整基金費 2 億 9900 万円。

2 款総務費、2 項徴稅費、2 目賦課徴収費 711 万 2000 円の減。

16 ページをお願いいたします。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費 762 万円。

18 ページをお願いいたします。

下段になります。

4 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費 600 万円の減。

21 ページをお願いいたします。

中段になります。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 396 万 5000 円の減、3 目消防施設費 311 万 4000 円の減、5 目災害対策費 583 万円の減。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。質疑ありませんか。

笹島委員 歳入のほうで 10 ページ、上のほうで子ども・子育て支援事業、これゼロだったの

が補正であれしたのは、これは何のあれですか、臨時交付金というのは。

財政課長 こちらにおきましては、昨年の 10 月から幼稚園の無償化に伴いまして個人負担の部分の割合に対しまして、国が 2 分の 1 、県が 4 分の 1 、市が 4 分の 1 の負担割合が決定されまして、当該年度につきましては、その 4 分の 1 の市の負担分は国が持つということになりましたので、特例交付金として歳入となりました。

以上でございます。

君嶋委員 14 ページ、国際交流推進事業の委託料、これ 278 万 3000 円の減というのは、こんなに大きく減というはどういう意味なんでしょうか。

市民協働課長 市民協働課、玉川でございます。

こちらいざれも委託費、入札差金でございます。

以上でございます。

君嶋委員 入札差金でこれだけの金額が出るって、参加人数とか、それは最初に計画した参加者の人数より減ったとか、そういうわけではないんですね。

市民協働課長 中学生派遣業務につきましては当初の人数で実施しております。

台南市の交流につきましては、説明不足で申し訳ございませんでした。当初見込んだ人数よりも参加者が少なかったことも残が多くなった理由でございます。

以上でございます。

君嶋委員 何名ぐらい不参加になったんですか。

市民協働課長 台南の事業につきましては、当初予算では 21 名を予定をしておりましたが、結果的には 16 名ということになってございます。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

副委員長 総務課の人事費の補正で、今回は上がってきていませんが、結構、共済とかですね、人事異動に伴う足らない分というのは、必ずこれは人事異動前に予算を組みますんで、出てくると思うんです。12 月補正とかで結構上がってくると思うんですが、私、一般会計予算の議案書の冒頭を見ていただければ、地方自治法 20 条の 2 項のただし書きの規定で款内の流用ができるというふうになっておりますので、働き方改革で職員の残業を減らすとか、そういったことを考えていくと、そういった規定というのはきちんと運用させていただいて、職員の手間というのを少しでも省いたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので。もちろん丁寧に、補正に上げていただいて説明いただくということはいいことなんですが、最初に予算の中で議決を得て、こういうことができますよとなっている以上は、それをきちんと運用していただいて、仕事量を減らしていくということも考えていただきたいなと思いますので、議会のほうの説明との調整にもよるとは思いますが、款内的人件費等の流用というところはしていただいてもいいんじゃないかなというふうに思います。これは要望として、検討していただきたいというふうに思

います。

委員長 要望として、よろしくお願ひいたします。

ほかにありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時18分）

再開（午前10時19分）

委員長 再開いたします。

消防本部が出席しました。

議案第16号 令和2年度那珂市一般会計予算（消防本部所管部分）を議題といたします。

歳出、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、2目非常備消防費、3目消防施設費、4目水防費について説明を求める。

消防本部総務課長 消防本部総務課長の大谷です。ほか7名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和2年度那珂市一般会計予算消防本部分について御説明いたします。

予算書の121ページをお開きください。

款項目、予算額の順に御説明いたします。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費 9億931万1000円。

124ページをお開きください。

増額の主な理由として、同ページ中段になります。

常備消防通信管理事業、いばらき消防指令センター負担金 2984万2000円、耐用年数がおおむね5年となるコンピューター関係更新は、令和2年度から4年度までの3カ年で行われ、令和2年度に行う対象機器に伴う負担金 1379万6000円の計上によるものでございます。緊急防災減災事業債 1370万円が充当されております。

125ページ、下段になります。

非常備消防費について御説明いたします。

2目非常備消防費 3470万4000円、記載のとおり消防団設置事業以下2事業でございます。

126ページをお開きください。

下段になります。

消防施設費について御説明いたします。

3目消防施設費 7181万1000円、主な理由といたしまして、127ページ、中段になります。主要事業説明書 127ページにもあります消防本部庁舎改修事業 1231万6000円、国道 118号線拡幅工事に伴う西消防署訓練塔解体、訓練敷地整備を行います。移転対象となる訓練塔1塔及び附帯物等を解体し、地権者が売却希望され、敷地の有効利用並びに国道 118号線に中央分離帯が設置されるため、中央分離帯開口部に直結する西消防署東側に隣接する残地、借地を購入し、水戸方面に安全に緊急出場できる出入り口を確保するとともに、訓練敷地の整備をいたします。その他の財源として、西消防署物件移転補償料 1231万6000円が充当されております。

下段になります。

主要事業説明書 130ページにもあります常備消防車両整備事業 4236万5000円、10年が経過した西消防署の高規格救急車を更新いたします。財源として、国庫支出金、緊急消防援助隊設備整備費補助金2分の1、1481万8000円、緊急防災・減災事業債 2470万円が充当されております。

同ページ下段になりますが、水防費について御説明いたします。

4目水防費 14万1000円。記載のとおり、水防訓練、警戒出場事業以下2事業でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

君嶋委員 127ページ、先ほどの説明の常備消防車両整備事業の中でちょっとお聞きしたいのは、新しく車を、11年経過して取り替えることは結構なんです。ただ、そこで確認したいのは、この無線機の積み替えという予算がのっていますけれども、これは今まで使っていた車両の無線機を積み替えるということでよろしいんですか。

消防本部警防課長 お答えいたします。

以前使っていたものをそっくりそのまま積み替えます。

以上でございます。

君嶋委員 やはり今の時代ですから、いろんな技術的に改良されてきて、逆に 11年もたった、前の無線機を使うんじやなく、新しく車両を替えるときにそれをセットで取り替えればいいのかなと私は思うんですけども、そういう不具合は大丈夫でしょうか。

消防本部警防課長 今のところ不具合とかは出ておりません。かなり高額になりますので、以前と同じように前の車のを積み替えるような計画をしております。

以上でございます。

君嶋委員 分かりましたけれども、できれば今の時代ですから、どんどんそういう機種が改良されてきていますので、その辺も今後検討したらいいのかなと私のほうは思って、要望させていただきます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

木野委員 主要事業説明書の 129 ページ、A E D設備の普及促進事業ということなんですが、公共施設 37 施設のA E Dの維持管理及び救命講習会等の普及促進とありますけれども、救命講習会はどれぐらい行っていますか。

消防本部警防課長 お答えいたします。

令和元年普通救命講習会は 38 回実施いたしまして、778 名の方が受講しております。応急手当講習につきましては4回実施いたしまして、57 名の方が受講しております。救命入門コースにつきましては 29 回実施いたしまして 863 名の方が受講しております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

副委員長 西消防署の国道 118 号線の拡幅に伴う工事の予算についてなんですが、予算がついていることは分かるんですが、これは次年度問題なく工事が進むといいますか、例えば土地取得費がのっていますが、地権者と何か進んでいないとか、そういうことはないでしょうか。

消防本部総務課長 お答えいたします。

地権者のほうが土地の売買のほうを望んでおりまして、令和 2 年度当初に不動産鑑定をかけまして、不動産評価審査委員会のほうに諮りまして、金額を決定いたしまして、そちらも地権者と再度契約をして、内々ではありますが、地権者のほうの同意は得ております。

以上でございます。

副委員長 そうしますと、問題なく、今年度中に拡幅とかそういった全ての工事が終わるということになるんでしょうか。

消防本部総務課長 お答えいたします。

令和 2 年度中に解体のほうは全て終了いたします。その後、令和 2 年度中に土地のほうを取得しまして、工事のほうは令和 3 年度以降になるようなことを常陸大宮土木事務所のほうで言っておりました。

副委員長 解体されて、訓練する場所とか駐車場とか減ってしまうと思いますけれども、速やかに進めていただきまして、間隔が空くことなくといいますか、きちんと使えるような

形で、訓練もできるような形で進めていただきたいなと思います。これは要望ですので、回答は要りません。

委員長 ほかにありませんか。

笹島委員 先ほどの君嶋委員のちょっと続きなんですけれども、その常備消防車、これは災害対応となっている 4000 万、これバス 1 台買える金額なんだけれども、これ入札したりとか、特殊車両だからね、オーダーであれすると思うんですけれども。前とはやっぱり違うのかな、現在のと、災害型というんですか、災害対応、よく分からないんですけれども、説明をお願いできますか。

消防本部警防課長 お答えいたします。

平成 29 年、平成 30 年に東消防署の救急車 2 台続けて更新かけたんですが、その車と同じです。緊急援助隊に登録している車両ですので、災害対応、特殊という名前がついております。

以上でございます。

笹島委員 じゃ名前だけがそういうあれで、中身は変わっていないんだ、なるほど。

これ入札しているでしょう、何社か。そうすると今言っていた、ほとんどどこも変わらないのかな、こういうあれというのは。特注でしょう、特別注文なんで。それどうなんですか。

消防本部警防課長 お答えいたします。

救急車ですので、車両ベースと資機材とはほぼほぼこの市町村の救急車も同じようなものがのっております。

以上でございます。

笹島委員 そうすると、俗に言う市場原理が働いていないんだよね。しょうがないといえばしようがないんですけども。はい、分かりました。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前 10 時 30 分）

再開（午前 10 時 31 分）

委員長 再開いたします。

市民協働課及び関係課が出席いたしました。

議案第 5 号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

市民協働課長 市民協働課課長の玉川でございます。ほか 2 名が出席しております。よろしく

お願いいいたします。

なお、今回上程させていただいている議案でございますが、らぽーるの機能回復訓練室に関する内容でございます。この施設につきましては、今後、生涯学習課が所管することとなりますので、本日同席をしております。

生涯学習課長 恐れ入ります、生涯学習課課長の高安です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいいたします。

市民協働課長 それでは、議案書の22ページを御覧いただきたいと思います。

議案第5号 那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

本条例において、総合センターらぽーる2階の機能回復訓練室設備の使用料について規定をしておりますが、令和2年度より、総合センターらぽーる2階の機能回復訓練室をトレーニングルームにリニューアルすることについて、一部を改正するものでございます。

主な改正の内容でございますが、次のページの23ページを御覧願います。

第8条中、「別表」を「別表第1及び別表第2」に改めます。これまで別表で定めていた機能回復訓練設備使用料を新たにトレーニングルーム使用料として別表2に規定いたします。その使用料でございますが、下の表のほうを御覧いただきたいと思います。

これまで使用料につきましては、市内、市外関わらず時間帯ごと1人200円としておりましたが、今回、市内に住所、勤務地、または在学地のいずれかを有する者とそれ以外の者に区分いたしまして、時間帯ごとの使用料をそれぞれ200円と500円に改定いたします。

また、備考の2、3におきましては、利用の制限、条件について規定をいたします。

改正の箇所は以上となります。

この条例の施行日は6月1日といたします。

改正する条例の説明は以上ですが、24ページ、25ページの新旧対照表、26ページの改正の概要につきましては、後ほど御確認いただければと存じます。

引き続き使用料の設定など、具体的な中身について、生涯学習課より説明をさせていただきます。

生涯学習課長 それでは、使用料の設定等、具体的な中身になりますので、担当から御説明させていただきます。お願いいいたします。

スポーツ推進室長 スポーツ推進室、柴田と申します。よろしくお願ひします。

それでは、私のほうから説明させていただきます。

最初に、らぼーるの機能回復訓練室の利用状況なんですが、平成 26 年から平成 30 年の過去 5 年の年間の利用人数の平均が 8,200 人となっておりまして、訓練室の利用率はかなり高い状況になっております。そのため機材の使用頻度が高く、故障で使用できなくなってしまった機材が多数出始めまして、現在利用できる機材というのが 4 台しかない状況になります。

今回、この既存の機材にトレッドミルやトレーニング用機材など計 13 台を入れまして、合計 17 台と充実させる予定です。また、そのほかに利用講習会、機材の利用講習会やストレッチ教室などを開催することによって、現在よりも利用人数を増やし、少しでも多くの市民に体を動かすきっかけの場になってくれればと考えております。

続きまして、利用料金の設定についてですが、市内の方の料金を 300 円に上げるということも考えましたけれども、他市町村で昨年の 4 月に 1 時間 100 円の料金を 1 時間 200 円に上げたところ、目に見えて利用者が減ったという話を聞いております。また、那珂市にも民間のジムが菅谷に 5 月にオープンする予定になっていることを考えまして、利用料金のほうは 200 円のまま据置きとしました。

次に、市外の方の料金ですが、市外の料金を値上げすることで、トレーニングルームの市内、市外の利用割合が市内 7 割、市外 3 割程度になるかと思います。今回の機材の充実等で過去 5 年の平均人数 8,200 人の約 1.3 倍となります 1 万 1,000 人を利用者の目標としまして、リース代、保守点検料など、320 万円の経費を考えて計算しますと、市外の料金は 500 円が最低ラインかと考えました。

また、本施設につきましては、公の施設の広域利用に関する協定には含めないことにしたいと思います。理由としましては、らぼーる自体が広域利用の施設にはなっていないこと。また、せっかく充実させる機材なので、那珂市民の利用を優先としまして、体を動かすきっかけの場、健康維持増進につながる場となってほしいということから、圏域については外させていただきました。

民間のジムができるなら民間に任せたほうがよいのではという考え方もありますが、入会金や月々の会費等もなくて気軽に利用できるというハードルの低さは、市民が体を動かすきっかけとして重要な理由かと思いますし、また、市がトレーニングルームを運営する利点だと考えております。

説明については以上です。

委員長 説明は終わりました。

何か質疑ありませんか。

木野委員 前は市民協働課で担当ということで、今回は生涯学習課のほうに移行ということで、これは変えた理由というのはどういうことでしょうか。

市民協働課長 やはり市民協働課で所管するだけでは新たな事業展開が図れないということになります。スポーツ推進室で所管とすることで、いろんな健康教室とかそういったもの

でトレーニングジム 자체を活用していこうという考え方でございます。

以上でございます。

木野委員 あと、結構らぼーる、市内の方が利用する方が多いと思うんですけれども、結構、常陸大宮市の方も多いというふうには聞いていたとは思うんですね。そうした中で料金を上げるということは、その辺は理解は得られるというふうに思いますか。その辺はどうでしょうか。

生涯学習課長 こちらにつきましては、確かに他市町村のほうで金額を上げた形で、目に見えて利用する方が減ってしまったというふうなお話のほうは伺っているところではございます。ですので、現在の利用者の方から、やはり少し下がってしまうというふうな部分は考えられるところかと思っております。

ただ、先ほども担当のほうの説明もございましたが、市内の方の利用の頻度も増やしていきたいという部分もございますし、そういったところを優先していきたいというところもございます。あと、教室であったりとか、使い方であったりとか、そういったものを充実した上で、人の入りを多くしていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上になります。

萩谷委員 今、木野委員が言った関連なんですけれども、先ほど説明で利用者、市内が7、市外が3と、7対3というお話がありましたよね。あれは以前もそのくらいの割合だったんですか。

生涯学習課長 いえ、以前は市内が6、市外が4という形になってございます。

萩谷委員 そうすると、やっぱり1割ぐらい減るという予想ということで、逆に市内の方が増えるということになりますよね、当然。ということは、逆に何ていうんですか、お金の収入というか、あれは下がるということですね、当然。200円と500円の違いがありますからね。

生涯学習課長 そちらにつきましては、一応割合的な部分で人数的なところを計算いたしました、それによって、この機械が、契約と、リース代と保守点検のほうの部分ができるだけ均等にいけるような、そういったところで人数の割合等は計算しておりますので、金額的には、利用者の方、市外の方が減るところはあるとは思うんですが、その分、市内の方の部分で上がってくる、同じぐらいにとんとんになるぐらいにはできるかなというふうには考えてございます。

萩谷委員 ということは、維持できると、十分できるということですね。了解しました。

笛島委員 いつもね、らぼーるの2階のところ、いつも使っていて、いや本当に非常に使用料が安いからというのでよく聞いています、それはね。これほかの市町村では、同じような今言っていたこういうジムをやっている市町村、近隣だったら常陸大宮市、常陸太田市とかひたちなか市、東海村、水戸市のあれはどうなんですか。そのちょっと状況を教

えてくれますか。

スポーツ推進室長 まず、笠松運動公園のほうが2時間で大人510円、東海村、これはもう圏域内外関係なしで終日100円、ひたちなか総合運動公園が圏域内のほうが2時間400円、圏域外は2時間600円、アダストリアみとのほうにつきましては1時間200円、東海村の「絆」、これは福祉施設なんですが、こちら一般300円で、高齢者が200円という形になっています。

笛島委員 結構、民間のジムが今、健康増進ブームで非常に、24時間営業とか云々で都心から始まってこちらにも来ているんですよね。結構1億、2億円かけて建物を立派なものを作つていって、これから競争し合うわけですけれども。今までそういうのがこちら辺なかつたもんですから、非常によかつたもんですから。そうすると、今言っていた民間圧迫云々ということにならないのかな、そういうあれというのは。俺これ非常にこれからね、今までによかつたけれども、これからね。それをちょっと念頭に入れないと、むやみやたらにさ、我々の税金も補填しているわけだから、そういうことって、向こうで税金を落してくれるわけですから、うまくやらないとこれ大変なことになると思うんです。そのところはよく考えているのかな。

生涯学習課長 こちらにつきましては、やはり先ほど我々のほうのスタンスといたしましては、民間にはないハードルの低さ、会費であったりとか登録料であったりとか、そういう部分がないというところで説明させていただきました。けれども、民間のほうにつきましては、やはり機材が充実しているであったりとか、内容が充実しているであったりとか、そういう部分がございますので、民間を御使用される方には民間を御使用される方のお考えといいますか、ニーズがあってという形になるので、その部分では競合できるのではないかというふうに考えております。

以上になります。

笛島委員 そうですね、入会費とか会費とか、それからインストラクターがついたりとか、機材も立派なもんですから、非常に高いあれですよね。だから、できるだけそういうものと競合しないのには、やっぱり物足りないかもしれないけれども、そういうことでお使いいただけるんだったら、シンプルなものだけれども、市であれしている施設でやってくださいと。もっと高度なジムでね、トレーニングを望むんだったら民間のジムのほうへということですみ分けはちゃんとしたほうがいいと思うんですね。

以上です。

副委員長 総合公園のほうの管理になるということなんですけれども、それはいいんですけれども。それであれば、新たに設置するんであれば、場所のスペースはあると思いますが、総合公園に設置したほうが、やはりスポーツの健康づくりという意識で、らぼーるではなくて総合公園に行って運動するという意識づけからも、そのほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺は検討はされましたでしょうか。

生涯学習課長 こちらにつきましても、何度か検討はさせていただきました。こちらについて、現在ございます総合公園のアリーナの中で置く場所がどこがあるかというふうな検討であったりとか、それから、結果的には場所が総合公園の中では見当たらなかった部分がありまして、瓜連体育館であったりとか、ほかの施設のほうでも使えないかというような状況も考えたところではございましたが、こちらについても、仮に今あるそういういった体育施設のほうにそういうものを置くという形になると、人件費、人を置かなければいけない状況等が出てくるということで。またそこにも人件費等がかかってくると、そういういた状況もありまして、今までの中で一番効率的にできるものということで考えたところとしましては、今現在あるらぼーるの機能回復訓練室をそのままトレーニングルームという形で使用させていただくというふうなことが今の効率的なところという判断に至ったところです。

本来、やはりスポーツを行うという意味では、総合公園 1 カ所にあって行えるというのが私どものほうとしても理想に思う部分ではございます。ただ、それがかなわなかつた部分がありましたので、そちらについては今の状況を継続させていただこうというふうに思っているところでございます。

以上になります。

委員長 よろしいですか。

君嶋委員 私のほうは、らぼーるで最初に設置されたときが旧瓜連では健康維持をするためにということで福祉会館的な目的でらぼーるの 2 階に設置させていただいた。そのとき、一時はインストラクターみたいな指導員もいたんですが、予算の都合上いなくなつた。でも、今回、定期的にそういう研修会とか、そういう講習会をやるということになれば、私はすばらしいことだと思いますし、会場についてというか、場所については、勤めの帰り、皆さんあそこに寄って体を鍛えていくと、そういう方を増えていくので、場所はあそこで、明るいらぼーるの 2 階がいいのかなと私は個人的に思っていたところなんですが、いろんな意見は出たと思いますが。今後、皆さんに、多くの方に使用していただけるように努力していただければと思います。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 御異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時50分）

再開（午前10時51分）

委員長 再開いたします。

議案第16号 令和2年度那珂市一般会計予算（市民協働課所管部分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、7目コミュニティ費について説明を求めます。

市民協働課長 引き続きになります。市民協働課の玉川でございます。ほか2名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、所管事業の令和2年度予算について説明をさせていただきます。

主要事業説明書におきましては23ページから25ページまでが当課の事業となります。予算書の48ページをお開き願います。

款項目、予算額の順に御説明をいたします。

下段でございます。

2款総務費、1項総務管理費、7目コミュニティ費、本年度予算額2億1573万9000円でございます。前年度と比べまして527万円の減となります。

大きく増減のあった事業でございますが、53ページをお開き願います。

中ほどの4中学区コミュニティセンター整備事業でございます。こちらの事業につきましては、委託料として基本設計、物件調査等を計上したことから、前年度より1320万9000円の増となってございます。

なお、現在の進捗状況でございますが、今年の1月に建設地の用地測量を完了し、現在は敷地内での建物の配置等を含む基本設計に着手しているところでございます。

それと、48ページを御覧いただきます。

48ページの協働のまちづくり推進事業におきましては、令和2年度より地域を担う人材の育成を図ることを目的にまちづくりや人材育成に関する研修会への参加費用の支援をする事業を新たに開始いたします。

予算書では49ページの一番上、18負担金補助及び交付金の補助金に60万円を計上しております。

また、減となった事業でございますが、各ふれあいセンター運営事業においては、臨時職員の人事費を計上しております。こちら令和2年度より会計年度任用職員に任用替えとなることから、別の所管の事業のほうに移行となります。そのため大きく減となって

ございます。ふれあいセンターよしの、ふれあいセンターよこぼり、ふれあいセンターごだいにおいては、それぞれ約 450 万円、らぼーるについては 650 万円ほど減となってございます。

7 目コミュニティ費の説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは続いて、次に 2 款総務費、1 項総務管理費、8 目男女共同参画推進費、9 目国際市民交流費、14 目諸費について説明をお願いします。

市民協働課長 続きまして、54 ページのほうをお開き願います。

2 段目になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、8 目男女共同参画推進費、本年度予算額 43 万 9000 円でございます。前年度と比べまして 193 万 2000 円の減となってございます。大きく減となつた理由でございますが、こちらも先ほどのコミュニティ費同様、臨時職員が会計年度任用職員になることに伴い、その人件費が移行となつたものによるものでございます。

続きまして、次の段になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、9 目国際市民交流費、本年度予算額 1831 万 8000 円でございます。前年度と比較しまして 419 万 5000 円の増となります。増額の理由でございますが、令和 2 年度はオークリッジ市との国際親善姉妹都市盟約締結 30 周年に当たりますことから、その記念事業費として 458 万円を計上したことによるものでございます。

なお、この 30 周年記念事業並びに例年実施しております中学生交換交流事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえまして、オークリッジ側との協議を行い、参加者や関係者の安全確保を最優先に考えさせていただきまして、平成 15 年度の S A R S、平成 21 年の新型インフルエンザの際と同じような対応として、中止とさせていただいたことを御報告させていただきます。

続きまして、58 ページをお開き願います。

2 段目になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、14 目諸費、本年度予算額 4769 万 4000 円でございます。この目で市民協働課が所管している事業は 59 ページの結婚支援事業になります。これまでふれあいパーティー開催支援事業として、パーティー開催に係る事業費を計上しておりましたが、令和 2 年度よりさらなる結婚支援として、いばらき出会いサポートセンターへの入会登録料の一部を助成する制度を加えまして、事業名を結婚支援事業としてございます。本年度の予算額は 43 万 4000 円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

君嶋委員 国際交流推進の先ほど説明がありましたオークリッジのほうは中止ということで、台南のほうも中止なんですか。

市民協働課長 台南市とも今、そういった協議を進めているところでございます。

君嶋委員 分かりました。

あと、この予算の先ほど補正の中で、台南市との交流では 21 名を一応前回は見込みを  
していて 16 名の参加、今回何名参加を予定して、この予算を上げてきたんでしょうか。

市民協働課長 今回も 21 名の参加を予定してございます。

君嶋委員 前回 21 名を予定して 5 名の参加不足ですよね。今回もまた、それは全然見込ま  
いで同じ 21 名の予算を組んだということでよろしいんでしょうか。

市民協働課長 これまで、昨年も交流のメニューとしてグラウンド・ゴルフというものを一つ  
やりましたけれども、今年度につきましてはちょっと違ったものを、今どういったもの  
ができるかというのも協議をしたいと考えておりましたので、人数的にはそういった形  
で 21 名という形で計上させていただきました。

君嶋委員 分かりました。了解しました。

笹島委員 今あれですか、君嶋委員が言っていた台南交流のこれグラウンド・ゴルフのメンバ  
ーが行くんですか、21 名、ちょっとよく分からぬんすけれども。

市民協働課長 今年度の予算に関しましては別の交流ということで、今、いろんな協議をして  
いるという形でございます。

笹島委員 何の目的で行くの、この交流というのは。この台南の。

市民協働課長 そもそもは、ご存じのように飛虎將軍というものをきっかけに始まったもので  
ございますけれども、市民交流を通じまして、最終的には市と市の交流につなげていきたい  
と。観光面での集客でしたりとか、後は農産物、那珂市の物産のやりとりなどがそ  
ちらのほうまでできればいいなということで、現在、まずは市民交流ということでやら  
せていただいているところです。

笹島委員 台南市民もこっちへ来ているのか、そうすると。その交流、行ったり来たりしてい  
るの、交流だから。

市民協働課長 昨年はうちのほうから台湾のほうに行きましたけれども、ぜひ来てくださいと  
いうお声がけはしてきました。今それも含めて検討しているところです。

笹島委員 交流って、行ったり来たりしなければ交流じゃないよ。一方的に行っているとい  
うのは、何しに行っているんだかわからないけれどもさ。一定のそのグラウンド・ゴルフ  
の人云々というのは、メンバーの人が行っているの、これは。どういう人たちが行って  
いるのか分からぬけれども、集め方もよくね、ちょっと私も、集めているその人数も  
分からぬんで。目的もどういう目的かというのは、今言っていたさ、曖昧な感じがし  
ていてね。だから、それちょっときちんとしなければ、オークリッジはもう伝統ある、

長年しているけれども。これは何年か前に私の知らないところで始めたでしょうけれども。だから、ちょっとやはりそういう交流というのは、あくまでも行ったり来たり交流しながらやっていくわけでしょう。だから、本来の交流で何が目的でどういうことをしていくかということをきちんと定義づけしていかないと。市民の人たちも何やっているんだろうということになりかねないので、気をつけてやってください、それは。

市民協働課長 ありがとうございます。

副委員長 国際親善姉妹都市の 30 周年は中止ということでしたけれども、中学生の派遣事業のほうはどうのようになっていますでしょうか。

市民協働課長 30 周年記念事業に合わせまして、中学生の交換交流事業につきましても今年度は中止という形になります。

委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上で質疑を終結いたします。

お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。再開を 11 時 15 分といたします。

休憩 (午前 11 時 2 分)

再開 (午前 11 時 15 分)

委員長 再開いたします。

財政課が出席しました。

議案第 28 号 市有財産の処分についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の茅根です。ほか 3 名が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、74 ページをお願いいたします。

議案第 28 号 市有財産の処分について。

上菅谷駅北側の土地を処分するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

売却する土地でございますが、①菅谷上菅谷 7001 番地、1377.47 平米。②菅谷上菅谷 7002 番地、5,077.76 平米の 2 筆、合計 6,455.23 平米でございます。売却価格は 1 億 4500 万円、契約の相手方は医療法人社団青燈会でございます。

76 ページをお願いいたします。

選定の経緯でございますが、選定委員会におきまして、選定の方法を協議いたしまして、昨年の 12 月議会の当委員会におきまして、要綱の案をお示ししたところでございます。

議会終了日の 12 月 20 日において、終了を待って募集をかけました。そして、今年の 2 月 21 日に事業者の提案を受けてプレゼンテーションを受け、決定したところでございます。

内容につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

萩谷委員 募集者は何件あったんですか。

財政課長 当社 1 件でございます。

萩谷委員 了解。

笹島委員 2 次医療病院ということで、今まで、そうすると水戸市とか常陸太田市とか、救急車が行っていたものが今度はここでほとんどのものがあれするというわけですか。

財政課長 まず第一に、那珂市のほうで対応するということでございます。

以上でございます。

笹島委員 そうすると、今言っていたその中の先生方のそういう施設内容のとか、先生方のそういう医療体制とかというのを、ここまででは那珂市の場合は関与しないのかな。

財政課長 内部のことにつきましては関与してございませんが、プレゼンテーションの説明においては、その利用体制は整っているという御説明でございました。

以上でございます。

笹島委員 それは誰でも言いますけれども、やっぱり詳しく聞かないと、聞いていますか、詳細については。どういう形で、具体的にちょっと教えていただけますか。

財政課長 具体的にでございますが、現在、水戸市のほうに搬送しますと大体平均 40 分ぐらいかかるんですが、小豆畠病院（医療法人社団青燈会）のところにおきましては、市内であれば 20 分程度、医療体制におきましても、医療を、先生が 4 人ほど常時待機しているということで、ほかの救急病院と遜色のない体制を整えているということでございました。

以上でございます。

笹島委員 その専門医というのは、その 4 人の中でいらっしゃるということですか、それは。

財政課長 専門医が 4 人で体制を整えているということでございます。

笹島委員 それはどこでもいいんですけども、専門医っているでしょう、どこでも、その救急のそういう。そういう方がいらっしゃるということですか、それは。

財政課長 そちらが 4 名だということで説明を受けております。

委員長 よろしいですか。

副委員長 地域医療教育に関わる教育施設というのは、これどのようなものなんでしょうか。

分かれば教えてください。

財政課長 基本的には、まず初めに医療に従事する方の研修を受け入れるということから始め

るということで聞いております。

以上でございます。

副委員長 もう一度いいですか。医療に従事される方の教育施設、要するに例えば地域の子供たちとか、一般市民に対して地域医療の教育をということではなくて、病院に従事される方の教育施設を設けるということなんでしょうか。

財政課長 概略的には2つございまして、一つは教育、医療に従事させる方の研修を受け入れて医療を充実させるということと、もう一つは、それに関するボランティア等の方々を育成するための機会の場というか、施設というか、その場所を設けるということ受けております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

副委員長 あともう1点。

この市の公募等をやる場合に、いつも思うんですが、市のホームページで載せてから受付期間って、私、短いのかなと思います。その結果が1社ということになっている、必ずしもそれだけが理由ではないとは思いますし、比較的市内の業者であれば、早くから情報をつかんで間に合うということはあると思うんですが、私、こういう場合にもう少し周知から受付という期間をしっかりと取った上であらゆる業者が参加できるような環境というのを整えるほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その点については今回やって、どうでしょうか。

財政課長 やり方としましてはいろいろあるとは思うんですが、委員のおっしゃるとおり、今回におきましては多少短かった感はございます。

以上でございます。

副委員長 今後このような案件が出てくるのかどうか分かりませんけれども、今回のそういった総括というのも、ぜひしっかりと総括をしていただいて、そういった部分、決まったことだけではなくて、そういった選考過程についての反省なんかも今後引き継いでいくていただければなというふうに思いますんで、その点、要望いたします。お願いいいたします。

委員長 ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 御異議なしと認め、議案第 28 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 16 号 令和 2 年度那珂市一般会計予算（財政課所管部分）を議題といたします。

初めに一般会計、歳入、2 款地方譲与税から 12 款交通安全対策特別交付金までの説明を求めます。

財政課長 財政課です。引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、一般会計の 17 ページをお願いいたします。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税 6830 万円。

2 款地方譲与税、2 項自動車重量譲与税 2 億 50 万円。

2 款地方譲与税、3 項森林環境譲与税 664 万 2000 円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金 615 万 6000 円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金 2673 万 7000 円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金 1467 万円。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金 3180 万 8000 円。

18 ページをお願いいたします。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金 11 億 688 万 2000 円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金 159 万 8000 円。

9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金 3029 万 8000 円。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金 5737 万 3000 円。

11 款地方交付税、1 項地方交付税 32 億 20 万円。

12 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金 676 万 5000 円。

以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

笹島委員 18 ページのこの 9 款かな、これの。環境性能割交付金、これは何の交付金なの。

財政G長 こちらについては税制改正によりまして、自動車取得税交付金が環境性能割交付金になったものでございます。

以上でございます。

笹島委員 何か全然意味が違うんだけれどもね、これね。自動車取得交付金と環境性能交付金というのは。名称を変えただけなの、これは。

財政G長 内容としましては、名称が変わったのと、あと、税率が多少変わったという内容でございます。

笹島委員 これ税収が変わったの、以前と。

財政G長 32 ページを御覧いただきまして、自動車取得税交付金の款が廃款となってござります。前年度当初予算においては 4998 万 1000 円を計上しているところでございます。税率が変わったことに伴いまして、減額になっているというところでございます。

以上でございます。

笹島委員 名称を変えて、何でこれ減額したの。

財政G長 税制改正によりまして、軽自動車、自動車含めて取得税の税率が変わったことによりまして減収となるものでございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、次に、歳入、13 款分担金及び負担金から 14 款使用料及び手数料までの説明をお願いいたします。

財政課長 19 ページをお願いいたします。

13 款分担金及び負担金、1 項負担金 2 億 2588 万 9000 円。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、20 ページになります、1 億 2478 万 7000 円。

14 款使用料及び手数料、2 項手数料、21 ページになります、3417 万 9000 円。

以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、次へ進みます。

次に、歳入、15 款国庫支出金から 16 款県支出金まで説明をお願いいたします。

財政課長 21 ページの中段をお願いいたします。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金 23 億 3890 万 9000 円。

22 ページをお願いします。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、23 ページになります。4 億 545 万 2000 円。

15 款国庫支出金、3 項委託金 1241 万 2000 円。

16 款県支出金、1 項県負担金、24 ページになります。10 億 146 万 4000 円。

16 款県支出金、2 項県補助金、26 ページになります。中段になります。4 億 9318 万 2000 円。

16 款県支出金、3 項委託金、27 ページになります。上段になります。1 億 951 万 7000 円。

以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、続いて、次に歳入、17 款財産収入から 22 款市債までの説明をお願いいたします。

財政課長 27 ページ、中段をお願いいたします。

17 款財産収入、1 項財産運用収入 973 万 9000 円。

17 款財産収入、2 項財産売払収入 4000 円。

18 款寄附金、1 項寄附金、28 ページになります。4000 万 2000 円。

19 款繰入金、1 項繰入金 13 億 550 万 2000 円。

20 款繰越金、1 項繰越金 2 億 5000 万円。

21 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料 1600 万 1000 円。

21 款諸収入、2 項市預金利子 2 万円。

29 ページになります。

21 款諸収入、3 項貸付金元金収入 1642 万 7000 円。

21 款諸収入、4 項雑入、31 ページになります。上段になります。4 億 5167 万円。

22 款市債、1 項市債、32 ページになります。20 億 2993 万 9000 円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 質疑ございませんか。

笹島委員 これ市債のほうが前年度よりも増えているのかな、そうすると。

財政課長 そのとおりでございます。

笹島委員 どことどこが増えてますか、そうすると、この中で。

財政課長 特に教育債が増えております。教育債におきましては、約 2 億 5000 万円ほど増えてございます。

委員長 笹島委員、よろしいですか。

笹島委員 この 2 億円、それどこのところなの、具体的にそれ。

財政課長 特に 31 ページの 8 目教育債のところの小学校債、こちらにおきましては、菅谷東小学校の屋内運動場改修、芳野小学校屋内運動場の改修等がございます。あと、保健体育債のほうで瓜連体育館の大規模改造で 1 億 3700 万円等ございまして、合わせて前年度よりも教育債におきましては計 2 億 5050 万円ほど増になってございます。

笹島委員 できれば今のことちよつと説明して、増えた部分というの、私に質問される前に言っておいたほうがいいと思うんですけども。これからね。

委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

それでは、次に、歳出になります。2 款総務費、1 項総務管理費、3 目行政管理費、5 目財産管理費、13 目財政調整基金費、14 目諸費について説明をお願いします。

財政課長 40 ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費 1249万4000円。

41ページになります。

5目財産管理費 2億3162万2000円。

43ページをお願いいたします。

このうち庁舎管理事業で上段のほうにあります工事請負費、こちらにおきまして庁舎の駐車場を増設する予定で6500万円計上してございます。

57ページをお願いいたします。

13目財政調整基金費 1607万2000円。

58ページをお願いいたします。

14款諸費でございます。主要説明書15ページをお願いいたします。

この諸費のうち、説明欄の一番下にございますふるさと寄附金ふるさとのたより事業2017万円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

副委員長 今の駐車場等増改築工事なんですが、もう少し具体的に、どのような工事でどんなふうに直されるのか教えていただけますか。

財政課長 庁舎の駐車場でございますが、現在ラインの引いてある駐車場が103台ほど。そのうち4台が障がい者用の駐車場になってございます。昨今の車の駐車場の利用状況におきまして、車社会におきまして、駐車場が満杯になるケースがございます。駐車場が足りなくなつて、中央公民館のほうに回っていただくこともありますので、庁舎の正面にあるところの部分について駐車場を拡幅したいと考えてございます。

以上でございます。

副委員長 正面ということは、今、市役所への進入路がありますよね。その市役所庁舎に向かって左側に拡幅していくということでよろしいんですか。

財政課長 そのとおりでございます。

笹島委員 57ページなんです、財政調整基金なんですけれども、前年度は3500万くらいあって、今度は1600万、半分以下になつちゃっているんですが、これはどういうあれですか。

財政課長 昨年度でございますが、最終的に予算額の調整を行うために積立金を昨年度は増額したところでございまして、今年度につきましては、その調整額を減らしたということでございます。

以上でございます。

笹島委員 どういう調整でやつたんですか。これ単なる数字合わせでやつたということですか。

財政課長 そのとおりでございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、続きまして、11 款公債費、1 項公債費、1 目元金、2 目利子、3 目公債諸費、12 款諸支出金、1 項普通財産取得費、1 目土地取得費、2 項土地開発基金繰出金、1 目土地開発基金繰出金、3 項償還金、1 目償還金、13 款予備費について説明をお願いいたします。

財政課長 167 ページをお願いいたします。

中段になります。

11 款公債費、1 項公債費、1 目元金 18 億 6598 万 2000 円、2 目利子 8153 万 7000 円。

168 ページをお願いいたします。

3 目公債諸費 1000 円。

12 款諸支出金、1 項普通財産取得費、1 目財産取得費 3000 円。

次のページになります。

12 款諸支出金、2 項土地開発基金繰出金、1 目土地開発基金繰出金 1000 円。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金 1000 円。

13 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 2000 万円。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 40 分）

再開（午前 11 時 41 分）

委員長 再開いたします。

行財政改革推進室が出席しました。

議案第 16 号 令和 2 年度那珂市一般会計予算（行財政改革推進室所管分）を議題いたします。

歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費について説明をお願いいたします。

行財政改革推進室長 行財政改革推進室です。室長の平松でございます。ほか 2 名の職員が出席しております。よろしくお願いいいたします。

それでは、予算書の 43 ページ及び主要事業説明書の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

款項目、予算額の順に説明をさせていただきます。

43 ページ、中段になります。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、予算額3億7691万円です。

次のページを御覧いただきたいと思います。44ページになります。

行財政改革推進室の所管は、説明欄の丸印、上から2番目になります。

行政改革推進事業 29万5000円。こちらは行財政改革懇談会の委員の報償費となってございます。

続いて、その下、行政評価システム推進事業 34万4000円となってございまして、こちらが事務事業や施策評価、後は市民アンケート等に要する経費というふうになってございます。

説明は以上とさせていただきます。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、それでは次に、2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費について説明をお願いいたします。

行財政改革推進室長 それでは、予算書の67ページをお開きいただきたいと思います。

中段になります。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費、予算額1109万6000円となってございます。こちらは、職員の人物費1028万8000円と、その下、丸印になります、監査委員設置事業費80万8000円になってございます。こちらにつきましては、監査委員の報酬などが主な経費となってございます。

説明につきましては以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時46分）

再開（午前11時47分）

委員長 再開いたします。

秘書広聴課が出席しました。

議案第16号 令和2年度那珂市一般会計予算（秘書広聴課所管部分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、2目秘書広報広聴費について説明をお願いいたします。

秘書広聴課長 秘書広聴課の会沢でございます。ほか5名の職員が出席させていただいており

ます。

それでは、着座にて説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

予算書の 38 ページをお開き願います。併せまして主要事業説明書の 4 ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

2 款総務費、1 項総務管理費、2 項秘書広報広聴費でございます。本年度予算額 3305 万 8000 円、前年度予算額 4215 万 9000 円、前年度比 910 万 1000 円の減額となっております。この減額の主な理由としましては、本年度、臨時職員が会計年度任用職員として移行したことに伴い、賃金及び共済費が総務課で計上したことによるものでございます。

増額となったほかの事業としまして、予算書の 39 ページを御覧いただきたいと思います。

中段の広報事業です。広報事業としまして 70 万 3000 円の増となってございます。こちらは、昨年度まで情報発信力強化事業として計上していた事業を広報事業に統合し、ホームページシステム運用事業として 138 万円、読み上げソフト保守管理委託料としまして 31 万 7000 円を計上したことによるものでございます。

なお、現在、4 月 1 日に市のホームページリニューアルに向けて準備を進めているところでございます。

また、予算書の 40 ページを御覧ください。

中段のあたりにありますシティプロモーション推進事業におきまして、前年度比 70 万 8000 円の増額となってございます。こちらは、本年度、高速バスラッピングの委託業務としまして 104 万 5000 円を計上したことによる増となってございます。

秘書広聴課の事業としましては、ただいま申し上げましたシティプロモーション推進事業までとなってございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

副委員長 すみません、高速バスラッピングは今もやっていますよね。これを新規で何かまた別に始めるということなんでしょうか。

秘書広聴課長 お答え申し上げます。

高速バスラッピングにつきましては、広告料としまして 110 万円計上しているところでございますが、そのほかに今回、ラッピング委託としまして 104 万 5000 円を計上しております。こちらは、そのラッピングのシールがですね、こちらのものが 3 年で交換ということになってございます。その 3 年というものは、シールをずっと貼り付けておきますと、車体本来の塗装を痛めてしまうことがあるものですから、こちらとしてはもっと長い間お願いできませんかというお話はしているんですけども、やはり茨城交通のほうとしましては、そちら 3 年で一度交換していただかないと、車体自体が傷ん

でしまうのでお願いしますというような回答をいただいているところでございます。

副委員長 分かりました。

あと、シティプロモーション進行管理業務というのは、これはどのような業務なんでしょうか。

秘書広聴課長 お答えいたします。

シティプロモーション進行管理業務としましては、各課のほうで、シティプロモーション行動計画というものを実行しているところです。その中で各課、一人一人が広報パーソンという形で、それぞれに広報活動を行っていただくんですが、その際に、やはり不慣れな方もいらっしゃいます。また、ポスター、チラシなんかを作成するにも、なかなかちょっと難しいというような方もいらっしゃいますので、そういった方の相談に乗りながら、助言や指導を行いながら、そういったポスター、チラシのほうの精度を上げていくと、そういったことによる事業になってございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がないようでございますので、以上で質疑を……

秘書広聴課長 申し訳ございません。昨年度の台風 19 号の義援金につきまして、1 件報告をさせていただいてもよろしいでしょうか。

委員長 お願いします。

秘書広聴課長 ありがとうございます。

それでは、資料を配付させていただきます。

(資料配付)

秘書広聴課長 それでは、説明をさせていただきます。

お手持ちの資料を御覧いただきたいと思います。

那珂市令和元年台風 19 号災害義援金についてでございます。

今定例会の行政概要報告でも報告させていただいたところではございますが、茨城県からの義援金につきまして、現在配布できるように、配布事務の手続を進めているところでございます。それに伴いまして、那珂市独自でも被災された市民の方々を支援するため、災害義援金の募集を行っていたところでございますが、令和 2 年 3 月 31 日時点をもって、一旦、義援金の配分手続を開始したいと考えておりますので、あらかじめ御報告をさせていただくものでございます。

1 番ですが、市への義援金の受付状況でございます。こちら合計で 752 万 8230 円でございます。ゆうちょ銀行が 156 件、176 万 303 円、常陽銀行が 49 件 576 万 7927 円でございます。

続きまして、2 番の義援金の配分につきましては、今後、那珂市災害義援金配分委員会

を設置しまして、その中で決定していくというような運びになってございます。

3番目の今後の予定としましてなんですが、4月に第1回那珂市災害義援金配分委員会を開催しまして、翌5月の第1次配分を行いたいと考えてございます。また、10月には第2回目の配分委員会を開催しまして、その後、11月頃に第2次配分を行う予定というふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

何かご質問ありませんか。

この義援金は3月12日現在で、その後はありませんか。

秘書広聴課長 こちら3月31日時点をもって一旦、義援金のほうは配分させていただきたいと考えてございます。ゆうちょ銀行につきましては、一般の方が支援したいということで義援金を振り込む際には3月31日までとなります。やはり一般の方で引き続き支援したいという声もありますし、今でも実際振り込まれていることがありますので、常陽銀行につきましては、本年の9月30日まで口座のほうを開設して対応したいというふうに考えてございます。のために、9月30日を過ぎまして、第2回目の配分委員会を開催し、第2次配分というように考えているところでございます。

以上でございます。

委員長 分かりました。

そのほかございませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩（午前11時58分）

再開（午後1時00分）

委員長 それでは、再開いたします。

政策企画課が出席いたしました。

議案第23号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

政策企画課長 政策企画課長の益子でございます。ほか4名が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案書の40ページをお開き願います。

議案第23号 公の施設の広域利用に関する協議についてでございます。

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、那珂市と水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村との間において、公の施設の広域

利用について協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

記載はございませんが、公の施設の広域利用につきましては、県央地域の9市町村が設置する体育施設や図書館などを9市町村の住民が相互に利用できるようにするものでございまして、例えば那珂市の総合公園の体育館を水戸市民が利用する場合に、那珂市民と同じ料金で利用できるというものでございます。

下の提案理由でございます。

公の施設の広域利用については、県央地域9市町村において協定を締結し実施をしているところでございますが、このたび対象施設の追加に伴い、改めて協議し、協定を締結したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次の41ページをお開き願います。

概要是、先ほど申し上げた提案理由と同じでございます。

2の内容でございます。

今回、広域利用する施設として追加するのは茨城町のフォレストぬまさきグラウンドの天然芝グラウンドでございます。

3の協定締結日は令和2年4月1日でございます。

現在、県央地域の他の市町村におきましても、同様に議会の議決をお願いしているところでございますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

後ろに協定書の案を添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 御異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第24号 那珂町・瓜連町新市まちづくり計画の変更についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

政策企画課長 議案書の 49 ページをお開き願います。

議案第 24 号 那珂町・瓜連町新市まちづくり計画の変更についてでございます。

那珂町・瓜連町新市まちづくり計画について、市町村の合併の特例に関する法律附則第 2 条第 2 項の規定により、その効力を有する同法第 5 条第 7 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記載はございませんが、新市まちづくり計画、いわゆる新市建設計画につきましては、平成 17 年 1 月に市町村合併に当たりまして、新市の将来ビジョンを示すものとして策定をしたもので、新市建設の基本方針や根幹となるべき事業などを掲げているものでございます。

下の提案理由でございます。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正により、新市建設計画に基づいて行う事業に要する経費について、地方債を起こすことができる期間が特例により再延長され、合併の日が属する年度及びこれに続く 25 年度となったところでございます。このため合併特例債を有効活用し、市の一体性の確保や均衡ある発展に資する事業を着実に実施するため、新市建設計画の変更を行うものでございます。

次の 50 ページをお開き願います。

1 番目の、一番上の文章は先ほど申し上げたものと同じでございます。

1 の変更の内容でございます。

(1) 計画期間の延長でございますが、計画期間の最終年度を平成 36 年度から令和 11 年度に 5 年間延長するものでございます。

(2) 財政計画の修正でございますが、決算年度までの実績に基づいた修正、実施計画の策定状況を踏まえた中長期の経常的経費、投資的経費の収支見込みと整合を図りながら、令和 11 年度までの財政計画を策定したものでございます。

(3) その他統計データの更新、それに応じた記述の整理等を行ったものでございます。

2 の変更手続についてでございます。

新市建設計画の変更は、旧市町村の合併の特例に関する法律に基づき実施するものでございまして、2 段落目の中ほどでございますが、合併市町村が都道府県知事に協議を行い、所要の調整を経て、知事が異議のない旨の回答を行い、合併市町村議会の議決を受け、その後、変更した建設計画を総務大臣及び知事に送付して完了するものでございます。

3 のこれまでの経緯と今後の予定でございます。

記載のとおりでございますが、今回の変更関係としましては、昨年の 12 月から先月にかけて変更計画に係る県との事前協議、本協議を行いまして、知事から異議なしの回答をいただきましたので、今回変更計画の議案を議会に提出したところでございます。

御議決をいただけましたら、総務大臣及び県知事に変更計画を送付する流れでございます。

後ろに冊子の変更計画の案を添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 24 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 御異議なしと認め、議案第 24 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 16 号 令和 2 年度那珂市一般会計予算（政策企画課所管部分）を議題といたします。

歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費について説明をお願いいたします。

政策企画課長 それでは、予算書の 43 ページをお開き願います。

なお、主要事業説明書は 6 ページから 9 ページでございます。

それでは、予算書のほうで説明をさせていただきます。

款項目、予算額の順に読み上げをさせていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費 3 億 7691 万円でございますが、このうち次の 44 ページの中ほどに記載の行政改革推進事業と行政評価システム推進事業を除いた事業が政策企画課の所管でございます。

それでは、43 ページにお戻り願います。

まず、企画費全体としましては、前年度と比較しまして 3807 万 9000 円の増となっております。この後、主な事業を御説明いたしますが、その中で増減の大きなものについても併せて御説明をさせていただきます。

それでは、一番下の業務系システム管理事業、予算額 1 億 1551 万 8000 円でございますが、こちらは住民の情報管理や窓口サービスを行う業務系システムの維持管理費でございます。本年 2 月のシステム更新に合わせまして、税務課等の他課システムの維持管理経費を当課の予算に集約をしたことに伴いまして、委託料等が約 1600 万円の増となっ

ております。

次の 44 ページをお開き願います。

一番下の情報系システム管理事業 1 億 2555 万 2000 円でございますが、府内や各施設間のコンピューターネットワークや内部事務を行うための情報系システムの維持管理費でございます。

45 ページでございます。

下から 3 番目のデマンド交通運行事業 3568 万 7000 円でございますが、ひまわりタクシーの運行に係る運行補償料等の経費でございます。

なお、記載はございませんが、ひまわりバスの運行休止に伴いまして、コミュニティバス運行事業の約 1450 万円が減というふうになっております。

次の 46 ページをお開き願います。

中ほどのいい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業 1800 万円でございます。こちらは、子育て世帯が那珂市内に住所を新築した際の住宅取得助成でございます。

その下のいい那珂暮らし促進事業 1541 万 8000 円でございますが、移住・定住相談窓口の設置や移住農業体験ツアーなど、移住・定住に係る各施策を実施する経費でございます。

47 ページでございます。

下から 2 番目のいい那珂サイクルプロジェクト推進事業 351 万 5000 円でございますが、昨年 9 月補正で継続費として予算化した事業でございまして、自転車活用による地域活性化等に向けた取組を総合的、計画的に進めるため、那珂市版の自転車活用推進計画の策定等に係る経費でございます。

その下のいい那珂協力隊推進事業 1899 万円でございますが、こちらも昨年 12 月に継続費を設定した事業でございますが、4 月から 2 名の地域おこし協力隊が農業や静峰ふるさと公園の活性化に取り組む予定でございまして、その活動支援等の業務委託等に係る経費でございます。

次の 48 ページをお開き願います。

中ほどの活力あふれるまちづくり検討事業 199 万 4000 円でございますが、こちらは新規事業でございまして、県植物園のリニューアル計画など、発展の可能性を生かすための施策や企業立地に係る新たな優遇制度の検討などを進めるためワークショップ開催や先進地視察等に係る経費でございます。

企画費の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

笹島委員 これいい那珂暮らし促進事業は、今まではどうですか、実績は。

政策企画課長 いい那珂暮らし促進事業につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略な

どに基づく事業として、メインとしてやってまいりました。この中では、例えば実施した事業としましては、移住農業体験ツアーといったものを実施しておりまして、例えば昨年度の状況を申し上げますと、移住と農業を組み合わせるような形で実施しておりまして、そちらにつきましては、東京で交流イベントというものを一度行いまして、その後、8月と10月にこちらに実際に来ていただいて、農業の、例えば苗を植えたりとか、または農業の収穫の体験のようなものを行っていただきまして、8月につきましては17組、11月につきましては14組の方が出席をいただきまして、東京とかの方面の方が来ていただきました。そこで、農業者と交流をしたり、バーベキューを行ったりする形で、都会の方をこちらにお呼びして、那珂市の良さというものを体験いただいたということがございます。

それ以外にも、様々な事業をやっているということがございますけれども、その中でも成果といいますか、人口の動態という意味で言いますと、社会増というものが続いているという状況もございますので、こういったいい那珂暮らしをテーマとした移住・定住の事業というものは、それなりに一定程度の成果があったものというふうに考えているところでございます。

笹島委員 そうすると、8月、11月だけ、11名と14名。結果はどうなったんですか、これは。

政策企画課長 今回は体験ということで、来ていただいたということですけれども、その中で、例えば具体的に移住になるかというと、そこまでは急にはやっぱり進まないところでございますが、アンケートを取った中では、将来的には移住してもいいというふうに考えてくれる方も5名程度いたという結果でございました。

笹島委員 あと、このお試し居住というのはどうなんですか、これは。

政策企画課長 お試し居住につきましては、申請自体は11件ほどございまして、実際に利用いただいたのは9件23名の方に御利用いただいたというところでございます。

笹島委員 そうすると9件、9組の人か何か知らないですけれども、その人たちがお試しで使って、そのまで終わっちゃったのかな。ホテル代わりに使われたとかというのではないですね。

地方創生G長 今年度御利用いただいた方でまだ移住になった方はいません。ただ、1件の方がその後、アパートのほうを探すということで、継続してちょっとこちらのほうで関わりを持たせていただいているという事例が出ているところでございます。

以上です。

笹島委員 分かりました。

副委員長 いい那珂サイクルプロジェクト推進事業なんですが、私いまいちこの全体像が見えないんですが、これは今年度やって、来年度も、まずは計画をつくっていくということなんだと思うんですけども、消耗品でサイクルサポートステーション設置備品とかの

っているということは、令和2年度にはサイクルサポートステーションみたいなものが設置されるということでおよしいんでしょうか。

政策企画課長 こちらにつきましては、今現在、計画策定というものを昨年の9月から予算をいただきまして、進めております。今年の9月までに計画をつくる予定でございまして、その中では周遊、いわゆるサイクルツーリズムといったものの観点で、周遊するようなものとかのイベントというのも今後やっていくという中で、サイクルサポートステーションというものを例えばコンビニとかにお願いをして、そこに自転車のラックを置いてもらったり、空気入れを置いてもらったりして、自転車を利用している方がそこで休憩をしたり、トイレを使わせてもらったりするようなところをお願いをして、我々がそのラックとかを用意をして、そこに置かせてもらうような形で、何カ所かそういう場所を設置できればというふうに考えております。

副委員長 分かりました。そうすると、どこかに新しく、例えば人が来て、着替えて、そこからスタートしましようみたいなので市内周遊するというよりは、全体に周遊していただきながら、それぞれ簡易に寄れるようなコンビニなんかにサポートステーションとしてそういう備品を置いておくことで、那珂市内を自由に巡ってくださいというようなことなんでしょうかね。何かいまいち、計画の全体像、何を最終的に目指して、どういう形が描かれているのかなというのがいまいち、この資料だけでは分からぬので。何かその辺があると、説明として分かりやすいかなと思ったんで、何かありますかね。

政策企画課長 この後、一応、委員会資料のほうで自転車活用推進計画の策定状況を御報告させていただきますので、その中では、計画のどういうものをつくるのかというの御説明させていただきたいと思っております。

副委員長 それともう1点、地域おこし協力隊なんですが、これは3名の予算で今2名ということは、2名決まっていて来年度もう1名追加の予定だということでおよしいんでしょうかね。

政策企画課長 おっしゃるとおりでございまして、実際決まっておりますのが農業の分野のアグリビジネス活性化プロジェクトというものと、静峰ふるさと公園で活動していただきますパークビジネス活性化プロジェクトということで、とりあえず4月からはその2名の方でお願いをすることとなります。もう1点、まちづくり委員会や自治会などで活動してもらう方について、これまでずっとまちづくり委員会などで説明をしながら、活用について検討をしてもらったり、お願いをしたりしてきたところですけれども、なかなか募集に至るような形のものが出てきていないという状況ですので、とりあえず募集にはまだ至っていないような状況ですが、今後、募集できるような形の取組なりが出てきたときに、募集をかけて3名にしていければいいなというふうに考えているところです。

笹島委員 このいい那珂協力隊推進事業、また今度、新規で活力あふれるまちづくり検討事業

というのは、これは全然中身は違いますよね。どういうあれですか、これ。何か似たような感じですけれども。

政策企画課長 活力あふれるまちづくり検討事業につきましては、こちらは協力隊とはまた別な事業でございまして、新規事業ということでございますが、主要事業説明書の9ページを御覧いただければと思いますけれども、こちら事業目的として、那珂市における発展の可能性や強みを最大限生かすため、ワークショップや先進地視察などを行うということですけれども、発展の可能性というものについて、県の植物園のリニューアルというもの、これから県のほうでやっていくという話がございます。

また、それ以外にも、例えば国道118号線の整備とか、もしくは常陸那珂港から那珂市のほうに向かってくる高規格道路の整備とか、あと、我々が今進めている自転車の活用なんかもありますけれども、そういう発展の可能性というものを、せっかくなので、それを活かしていくような何か施策を考えられないかということをまずは検討していくという事業として用意をさせていただきまして、ワークショップでそういう検討を進めて、新たな何らかの取組につなげていきたいという事業でございます。

笹島委員 活力あふれるまちづくり検討事業って、ちょっとごめんなさい、タイトルもよく分からんんですけども。要するに県の事業がね、今言っていた植物園云々という、知事もそういうふうにして活性化していくこうという、あと高規格道路とか、いろんな、これ県の事業だよね。余り那珂市には関係ないような話なんだけれども、何でこういう新規事業を似たようなものをつくって、何の意味があるのかなと、ごめんなさい、ちょっと素朴な疑問なんですけれども。

政策企画課長 先ほど申し上げた発展の可能性は那珂市にいろいろなメリット、プラスになるような、そういう発展の可能性があるようなものを上げさせてもらったんですけども。それをこの予算でさらに上乗せするとかそういう意味ではなくて、そういう発展の可能性というのを活用して、那珂市でどういうことができるのかということを検討する事業でございまして、1点ちょっと考えておりますのが那珂インター周辺の開発についても、この検討費の中で検討を進めたいというふうに考えております。

笹島委員 いや、似たようなものをね、あっちもこっちも作っていいのかなと思って。その中のつくったもののプロジェクトの中で入れ込めば簡単にできるようなあればなと思って、人員も配置しなければいけない、予算もつけなければいけないというので。何かこれごめんなさいね、これ。3つも4つも同じものをね、あっちもこっちもあれしていく、結局中身というと、似ているようなところが、関連性があるような感じがしているんですけども。何かこう集約して、ばしっとその中にやって、基本を、ベーシックなものをつくっておいて、それで枝分かれしてやっていけばいいんですけども、何かあっちもこっちもちょっと手を出しすぎるんじゃないのかなと思って。新規事業というのでね、ちょっとどうかなと思って。ちょっとごめんなさい。それだけ思っただけで。

委員長 よろしいですか。

ほかに。

君嶋委員 すみません、46 ページのいい那珂暮らし応援子育て世帯取得助成事業 1800 万、予算計上されておりますけれども、昨年の実績的には何件ぐらいの方がこれを利用したのかお伺いしたい。

政策企画課長 まず、このいい那珂暮らし応援子育て世帯取得助成事業とは、子育て世帯の方が那珂市内に初めて住宅を取得した場合に助成をするものでございまして、既に那珂市にお住まいの方が住宅を取得した場合 10 万円、市外にお住まいの方が那珂市に住宅を取得した場合は 20 万円の補助をあげているものでございます。

今年度の状況でよろしいでしょうか。今年度の 2 月末の時点で、既に市内に住んでいる方で住宅を建てられる方が 82 件、市外から転入された方が 88 件、合計で 170 件でございます。金額的には、今現在 2580 万円ということで、昨年度、実は当初予算では 1600 万円だったんですが、足りないという状況がございましたので、9 月補正で増額をさせていただいている状況です。

君嶋委員 そうすると、1800 万円というのはこれからまた令和 2 年度も、その助成を使う若い世代の方がこちらに移り住むなり、住居する方を見込みでということで上げているということですね。分かりました。了解しました。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、続いて、次に 2 款総務費、5 項統計調査費、1 目統計調査総務費、2 目各種統計調査費について説明を求めます。

政策企画課長 それでは、65 ページをお開き願います。

主要事業説明書では 10 ページでございます。

2 款総務費、5 項統計調査費、1 目統計調査総務費 811 万 3000 円でございます。こちらは、職員人件費や統計調査に係る事務費等でございます。

下のほうの 2 目各種統計調査費 1928 万 8000 円でございますが、学校基本調査をはじめ次の 66 ページから 67 ページにかけて記載の各種統計調査に係る経費でございます。

このうち 66 ページの中ほど、国勢調査費につきましては、5 年に一度の調査の年でございますので、約 1800 万円の増となっております。

統計調査費の説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がないものと認めて、次に、6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費について説明をお願いいたします。

政策企画課長 それでは、106 ページから 107 ページをお開き願います。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費 6698 万 9000 円でございますが、このうち政策企画課の所管は 107 ページの上から 2 番目の企業立地促進事業 38 万 1000 円でございます。これは、企業誘致に係る旅費や県の工業団地企業立地推進協議会への負担金等の経費でございます。

商工振興費の説明については以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

笹島委員 これは企業立地促進事業、県か何かに払う金、これは。

政策企画課長 このうちの 16 万円は県の工業団地企業立地推進協議会への負担金となっております。

笹島委員 16 万円を県に払って、各市町村払っているのかな。そして、おらが町に工場をという形のあれでしよう、これね。そうすると、あと何、旅費とか何かというのは、これも何か。

政策企画課長 こちらは、その協議会において、例えば東京や大阪で企業誘致セミナーというものを開催するんですけれども、そちらに我々が出向いていく旅費などが計上されております。

笹島委員 じゃ、各市町村の担当者が行って、県のほうはアドバイザーしてくれるという、そういう感じですか。

政策企画課長 県がその場をセッティングしてくれたりするようなイメージかなと思います。

笹島委員 年に何回もあるんですか、そういう。

政策企画課長 東京と大阪でたしか 1 回ずつだと思います。

笹島委員 1 回くらいでこれ企業立地云々というそういう説明、いろんな各市町村が来てあれしているんでしょう。それだけで効果はありますか。セレモニー的にやっているわけでもないわけでしょう、県のほうが主導型でという。中身があるあれかな、これはちょっと。

政策企画課長 実際に誘致につながっているかというと、我々の市にとって誘致につながったかというと、それはそうではないかもしれませんけれども、ほかの市町村では、ここでコネクションができる誘致になったというものもあると思いますが、いずれにしてもこういった場に行って、そういう工場進出を考えているような業者さんとのマッチングを持たないと、誘致につながらないということもございますので。こういった場は、我々としては非常に重要な場であるというふうに考えております。

笹島委員 分かりました。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、常任委員会協議・報告案件であります、那珂市企業立地促進雇用奨励補助金についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

政策企画課長 それでは、常任委員会資料の1ページをお開き願います。

那珂市企業立地促進雇用奨励補助金についてでございます。

1の目的でございます。

産業活動の活性化及び雇用機会の創出を図るため、事業者が行う設備投資等に伴い、市内に住所を有する者を正規社員として新たに雇用した場合に、那珂市企業立地促進雇用奨励補助金を交付するものでございまして、来年度からの新たな制度ということで始めさせていただきたいと考えております。

2の補助金の概要でございます。

(1)の補助金の交付対象者でございますが、1つ目の丸、那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の適用を受ける事業者でございます。

下に括弧書きで条例の適用を受ける事業者の要件を記載しておりますが、対象業種としましては、製造業から植物工場まで、記載のとおりでございまして、市内に工場等を新增設した場合で、資産取得価格の合計額が2700万円を超えるものでございます。

現在もこの要件に合う事業者につきましては、固定資産税の課税免除を受けることができるということでございますけれども、今後はさらに、この雇用奨励補助金の対象にもなってくるということでございます。

2つ目の丸、操業開始前6月から後1年の間に市内に住所を有する者を正規職員として新たに雇用し、その者を雇用した日から1年を経過した日まで雇用し続けている場合でございます。つまりは、那珂市民を正社員として1年以上雇用した場合に補助金を交付するというものでございます。

補助金の交付額でございます。新規雇用者1人につき年額10万円を3年度として交付するものでございます。ただし、1事業者当たり年額300万円を限度といたします。

(3)制度開始は令和2年4月1日からでございます。

3の今後の予定でございます。

本日、総務生活常任委員会で制度の説明をさせていただいております。議会で御了解がいただけましたら、3月中に補助金交付要綱を制定しまして、4月から制度の周知、PRを積極的にしていきたいと考えております。

この補助金につきましては、先ほど説明しましたが、1年以上雇用した場合に補助金を交付するというものでございますので、令和2年度中に対象となる事業者が現れた場合

でも、補助金を交付するのは令和3年度以降ということでございます。

後ろに補助金交付要綱の案を添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

御意見、質疑等がございませんか。

笹島委員 これほかの市町村も同じことをやっているのかな。

政策企画課長 近隣の市町村でいいますと、水戸市や日立市、常陸太田市、笠間市、常陸大宮市、小美玉市、茨城町、大子町などが同様の制度を行っておりまして、県内では 21 市町村で実施をしております。

笹島委員 この近辺、結構やっているところが多いしね、会社、事業所関係多いからね、那珂市よりもね。競争厳しいね。今言っていた、この助成の交付額はどこでも大体同じくらいですか。このあれば、競争があるのかな、やっぱり。

政策企画課長 大体 10 万円がやはり多いですけれども、多いところは 30 万円というところもございます。

笹島委員 30 万円というのはそんなにないのかな、この近辺はどうですか。

政策企画課長 30 万円を出しているのは、笠間市とか、あと、日立市あたりが、近場でいうとそういうところが 30 万円を出しております。

笹島委員 那珂市は大丈夫ですか、10 万くらいで。30 万くらい、思い切ってやらないと。どうなんですか。

政策企画課長 例えば常陸太田市とか常陸大宮市は 10 万円でございます。予算の関係もございますので、そこはとりあえず 10 万円という形で考えさせていただきました。

委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。いいですか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件は終結いたします。

次に、那珂市運転免許自主返納等支援事業についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

政策企画課長 それでは、常任委員会資料の 9 ページをお開き願います。

那珂市運転免許自主返納等支援事業についてでございます。

平成 30 年 1 月から実施をしております高齢者等運転免許自主返納支援実証事業につきまして、今年度で実証期間が終了しますことから、その効果検証等を踏まえた見直しを行った上で、令和 2 年度から本格的な実施に移行するものでございます。

1、目的でございます。

これまでの事業と同じということでございますが、高齢者等の交通事故の抑制を図るとともに、運転免許を自主返納した高齢者等の移動手段の確保を図ることを目的としてお

ります。

2の対象者でございます。

那珂市内に住民登録をしている方で、運転免許を自主的に返納された方、または失効された方、この失効された方というものは、自動車の運転をやめるという自主的な意思の下で免許の更新を受けなかった方ということでございます。

3の支援内容でございます。

下線の部分が主な見直し部分ということでございますが、ひまわりタクシーの特別利用券をこれまで1万円でございましたが、今回は1万5000円分を1回に限り交付するというものでございます。

2つ目のポツでございます。特別利用券の有効期間は、これまで1年限りということでしたが、今後は無期限ということにいたします。

3つ目のポツ、この特別利用券につきましては、これまで本人しか利用できなかつたということでございますが、本人と同乗する同居の親族及び介助員の使用も認めるということにしております。

その下の参考でございます。

(1) 運転免許返納者数の推移でございます。現在の実証事業を開始したのが平成30年1月からでございますが、平成29年の返納者数と30年の返納者数を比較いたしますと、大幅に返納者数が増えておりますことから、この事業の効果が一定程度あったものというふうに考えております。

(2) のこれまでの利用割引券の交付件数と利用人数の状況でございます。

(3) 昨年3月に実施をしましたアンケート調査の結果でございますが、運転免許自主返納制度につきましては約6割の方がこの「市の事業を開始する前から知っていた」とのことございましたが、一方で約4割の方は「市の事業の開始により免許の自主返納制度を知った」、「市の事業が免許を返納するきっかけになった」とのことございました。

2つ目のポツ、利用割引券が「使いにくい」と感じる方は5割程度でございましたが、その理由としましては、「同居の親族が利用できない」、「有効期間が短い」、「1回しか交付を受けられない」との回答が多かったところでございます。

このような意見なども踏まえまして、今回、見直しを行った上で本格実施に移行していきたいと考えております。

後ろに事業の実施要綱の案を添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明を終わりました。

御意見、質疑ございませんか。

副委員長 これ1万5000円にしていただいて、有効期限無期限、確かにこの1年間は短いと

いう声をよく聞いたので、これは非常にありがたいなと思います。ただ、これ今、3月に受けた方は1年間ということで変わりないということになりますよね。こういう現状の方も、例えば交付を受けている方は無期限というわけにはいかないでしょうか。

政策企画課長 現在の制度は有効期限1年ということで、例えば今年度受けられた方については、まだ有効期限が残っているものをお持ちかもしれないで、そこにつきましては、まだ今年の4月以降まで有効期限が残っているものをお持ちの方につきましては、無期限のものに交換するという手続を進めているところでございます。

副委員長 そうしますと、前に受けた方も有効期限が残っているものを持ってくれば、無期限のものに換えていただけるという認識でよろしいですかね。

政策企画課長 今の古い制度のほうは有効期限が1年ですので、今年度、昨年の4月から以降に受けた方以外は基本的にはもう有効期限が切れているということになりますので、その方については、有効期限が既に切れてしまっている方については対象には考えておりません。

副委員長 だから、有効期限が残っているものを持ってくれば、無期限のものに換えてもらえるという認識でいいんですよね。

政策企画課長 そのとおりでございます。

笹島委員 これ1万5000円だと何回ぐらい乗れるの、これは。

政策企画課長 300円ということになりますので、50回乗れるという計算になりますけれども、一応、1万5000円というふうに考えましたのは、例えば高齢者の方が病院に月2回通うという想定で計算しますと、往復で2回を月2回なので、掛ける2しまして、さらに12カ月分というふうにしますと、48回になりますと、1万4400円ぐらいになるんですけども、そういったのも踏まえた上で1万5000円というふうに設定をさせていただきました。

笹島委員 これ1回限りだというんですけれども、今言った、返納した方はずっと続くわけでしょう、何年もさ。だから、それに例えば3年間に1回くらい、もう1回交付するとか、5年に1回とかとしていかないと、1回だけ。飛びつきますか、これで。返納のほうはどうなんですか。

政策企画課長 一応、免許返納された方はおおむねこの制度を利用してもらっているところでございまして、ただ、それを何回もということになりますと、やはり制限がなくなってしまうということもございますので、そこは期間は長くしましたけれども、あと金額を少し増額する形で、今回は対応させてもらったということです。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

次に、那珂市自転車活用推進計画の策定状況についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

政策企画課長 それでは、常任委員会資料の14ページをお開き願います。

那珂市自転車活用推進計画の策定状況についてでございます。

本市における自転車活用による地域活性化等に向けた取組を総合的、計画的に推進するため、現在策定を進めております那珂市自転車活用推進計画につきまして、その骨子案を報告させていただきます。

1、これまでの取組状況でございます。

(1) 有識者や市内事業者等で構成する那珂市自転車活用推進協議会をこれまで2回開催しまして、計画策定の方向性などにつきまして、委員より御意見をいただいたところでございます。

(2) の庁内の若手職員を中心としたい那珂サイクルプロジェクトチームにおきまして、自転車での市内の周遊ルートの検討を中心に4回の会議開催、1回の試走会を実施していただきました。

(3) の市民に根差した計画とするために、記載のとおり自転車利用に関するアンケート調査等を実施いたしました。

2の骨子（案）の概要でございますが、次の15ページをお開き願います。

こちらは、那珂市の自転車利用における現状と課題を整理した資料でございます。

上のほうでございますが、上位計画であるいばらき自転車活用推進計画やいばらきサイクルツーリズム構想との連携を図りつつ、第2次那珂市総合計画をはじめ、昨年策定しました那珂ビジョンや現在策定中でございます第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略などの関連計画と整合を図りながら、自転車活用推進計画の策定を進めてまいります。

中ほどの那珂市の現状としましては、通学状況におきましては、中高生の自転車利用率が非常に高いことから、その年代の自転車関係事故の割合が高くなっている状況、また、健康状況におきましては、全国や県と比べまして、生活習慣病の発生率が高く、日頃からスポーツを行っていない人が多いということ、また、市内にはJR水郡線の駅が9つと多く存在することや観光入り込み客数は減少傾向にあり、サイクリング大会であるハーフセンチュリー茨城大会の開催地ではございますが、なかなかうまくPRしきれていないなどの現況というふうになっております。

その下の各アンケート調査等の結果でございますが、中高生の通学以外、いわゆる一般の方の日常生活での自転車利用は非常に少なく、安全対策も十分ではない、また、高校生におきましては、ヘルメット着用率が5%と非常に低く、小中学生も走行の位置についての認識がまだ低い状況でございます。

一方で、健康のために自転車を日常的に利用したいと感じている人も多く、そのために

は安全な自転車の走行空間の確保や整備を求める声も多いという状況でございます。

また、ハーフセンチュリー茨城大会でのサイクリストに対するアンケートにおきましては、コース設定や走行環境については満足をいただいているという状況でございますが、一方で、グルメスポットやイベント、情報発信やサポートステーションなどの充実について、多く意見をいただいたところでございます。

これらの状況を踏まえまして、課題を整理したものが一番下に記載してございます。

左側の市民の日常生活における課題としましては、自転車交通ルールの普及・遵守や自転車への過度な依存からの脱却と交通手段としての役割拡大、心身の健康における課題としては、気軽に取り組める心身の健康づくりです。

真ん中あたりの自転車の利用環境における課題としましては、安全で快適な自転車利用空間の創出、右側のサイクルツーリズムと交流における課題としましては、市内周遊の仕掛けづくりや市内 9 駅の有効活用などが課題として整理されましたことから、これらを踏まえて骨子（案）を策定したところでございます。

次の 16 ページをお開き願います。

こちらは自転車活用推進計画の骨子（案）でございます。

一番上に基本理念といたしまして、「市民が自転車をたのしみ、サイクリストを迎える“ハートのまち”～自転車で創る“いい那珂暮らしと、あたたかい交流”のまちづくり～」とさせていただきました。これは、健康的で環境にやさしいライフスタイルへの転換に向け、市民が楽しく自転車を活用することにより、新しい暮らしのコミュニケーションを創出し、やさしく来訪者を迎える“ハートのまち”的おもてなしで、新たな交流とにぎわいあふれるまちを目指していくという趣旨でございます。

そして、自転車の役割をその下で、市民向けと観光向けの両方の視点に分けまして、それらをうまく結びつけていくためにその 2 つの基本方針の下に 3 つの基本目標を掲げ、さらに先ほど説明した課題に対応するそれぞれの想定する施策というものを一番下のほうに記載をさせていただきまして、現時点で考えている具体的な取組についてもそこに記載をしております。

まず、基本目標 1 は、自転車のルールを守ってみんなで安全に乗ろうといたしまして、子供から高齢者まで誰もが安心安全に自転車を利用できる交通安全対策を実施し、ルールの遵守やマナーの向上を啓発するとともに、市民が自転車の価値を再認識し、自動車に頼らない地域づくりの実現に向けた自転車の利用を推進していくために、下のほうに①から④の柱で、市民向けのソフト施策に取り組んでまいります。

基本目標 2、真ん中ですけれども、自転車にやさしい空間で楽しく乗ろうとしまして、歩行者、自転車、自動車が安全で快適に通行できる環境を関係機関と連携し、計画的に整備をしていくために、下のほうの⑤と⑥の柱で、ハード関係の施策に取り組んでまいります。

基本目標の3は、交流とおもてなしで地域を盛り上げようとしまして、自転車をコミュニケーションツールとし、市民と来訪者が交流できる仕掛けづくりにより、サイクリングによる交流人口の創出を図るとともに、市民が地域へのさらなる愛着を育むことにより、独自のおもてなし文化が生まれ、観光客の誘致や地域の活性化につなげるため、⑦から⑨の柱でサイクルツーリズムの施策に取り組んでまいります。

それでは、14ページにお戻り願います。

下のほうの3の今後の予定でございます。

本日、総務生活常任委員会で中間報告という形で骨子（案）を報告させていただいております。その後は記載のとおりでございますが、2回の自転車活用推進協議会と、7月にパブリックコメントを実施する予定でございます。

また、議会に対しましては、6月議会で素案の報告、9月議会で確定をしました計画の報告をさせていただきたいと存じます。

記載はございませんが、9月に計画策定が完了しましたら、まずはキックオフイベントというものを開催しまして、那珂市が自転車活用を推進していくということを市内外に発信をするとともに、11月には那珂総合公園でハーフセンチュリー茨城サイクリング大会というものが開催されておりますので、そのような場を活用して積極的に自転車活用の推進というものを図っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

御意見、御質疑ございませんか。

議長 ちょっとお尋ねしたいんですが、この事業に関してよりは、何ていいですか、道路、通行する道路、こういう課題というのがちょっとこれ乏しいんじゃないですか。

政策企画課長 道路関係につきましては、一応今、自転車のこの計画として考えておりますのは、自転車を通行する道路、自転車ネットワークというものになるんですけども、それにつきましては、例えば自転車が通行するところに、矢羽根という青いマークをつけるような形の整備というものを進めていきたいというふうに考えております。

議長 それは分かるんだけども、課題としてね、この事業を促進していくに当たって、いわゆる道路の課題というのがまず1点乏しいということと、その整備、これが課題と違いますか。

政策企画課長 おっしゃるとおり、自転車の走行環境という意味で、確かに危険な場所があるとか、走行しにくい場所があるといった課題は当然あるというのを我々も認識はしております。

委員長 議長、いいですか。

議長 いいですよ。

笹島委員 こういう市町村でもいろんなところ、前、私鉄か何かあった廃線になったところを

サイクリングロード、石岡市、つくば市あたりかな、ああいうところが盛んですよね。那珂市はそういうところないよね、こういう環境がないよね。何でこういうのをやるのかなと思ってさ。それをちょっと聞きたいんですけども。

政策企画課長 確かに県南のほうで、今、つくば霞ヶ浦りんりんロードというものがありまして、そちらがナショナルサイクルルートにも選ばれるなど、非常に盛り上がりがあります。

県のほうでは、そういった動きを県内にも広げていこうということで、今、奥久慈里山ヒルクライムルートというものを那珂市を含む、大子町のほうまで向けての広い広域ルートというものを整備を進めております。そういった県北の中でも自転車の県南のような盛り上がりというものを持ってきて、サイクルツーリズムということになりますが、交流人口の増加とか地域活性化というのを図っていこうという動きがある中で、県の整備するルートから那珂市にサイクリストを呼び込むというような仕掛けもやっていきたいと思っておりまして、那珂市において自転車活用の例えば周遊ルートとかを整備をして、もしくはその受入れ、おもてなしをするお店とか、そういったところを増やしながら、我々としてもイベントなども打っていきながら、サイクリストを呼び込んで、交流人口の増加とか地域活性化、さらには市民に対しての自転車活用というのもも進めていきたいというふうに考えているところでございます。

笹島委員 自転車専用道路がないと危険だよ、本当。非常にここ、那珂市もそうだけれども、茨城県というんですか、車優先でしょう。やっぱり人もみんな、歩行者もなかなか横断したり何か大変でしょう。ましてや自転車なんていうのは結構大変なんですよね、それだけの自転車に乗っている人口が少ないからね。車社会だから。これ本当、九十何%というのは車に乗っているわけですから。非常に我々もそういう人に会うと、自転車乗っている人に会うと、非常に、結構迂回してね、回ってあれするわけでしょう。それがたくさんその道路にですね、整備されていないのに、こういう方たちがいろいろされると非常に危険極まりないというんですか。そういうことをちょっとやっておかないと、今言っていた自転車専用道路を整備してやるんならいいけれども、なければやめたほうがいいと思う。これ余り俺はよろしくないと思う、このあればね。那珂市はね。

だから、先ほど言った専用道路、先ほど言っていた鉄道があったでしょう、前、関東鉄道のあれがありますよね、敷地とか。それから、今言っていた霞ヶ浦だとかね。そういうところにみんな、自転車を車で持ち込んでいく人が多いですよね。そういう形を取ったほうがいいんで、那珂市がここをはじめとして奥久慈ロードって、国道 118 号線か国道 349 号線しかないですよね。そうすると、その車道を走っていくわけでしょう。いやいや、4 車線もあればまだいいかもせんけれども、2 車線のところだってどんどん狭くなってくれば、非常に危険で、車も渋滞するし、非常に危ない。雨の日とかいろんなあるでしょう、いろんな気象状況もあるし。余り私は勧めないです。非常に後で

大変なことになると思うんで。もう一度考えなおしたほうがいいと思うんですけども、どうですか。

政策企画課長 まだ、県のほうで整備を進めている奥久慈里山ヒルクライムルートですけれども、やはり車がたくさん走る、例えば国道 118 号線とか国道 349 号線とか、そういうところはなるべく通らない形で、あまり車が通らないところを設定していくという状況でございます。

議長 それはおかしいよ。こういう事業を促進していてね、一般のところ、危ないところは駄目だとか、そういう問題じゃだめでしょ。加えていうと、自転車専用道路は那珂市にはありますか。

政策企画課長 専用道路という形ではございません。

議長 ね、だからそういうことが先行しなくちゃね、やっぱり道路の事情なんかも。これ先行しちゃったって、危険性があるだけじゃないの。やっぱり整備が先と違うかな。

政策企画課長 一応、我々としましては、自転車専用道路というものは考えてはいないわけですけれども、ただ、先ほど申し上げましたとおり、ブルーの目立つ矢羽根というものとか、自転車の形をしたピクトグラムというマークを自転車が通るところに両側に、端のほうになりますけれども、そういうものを添付する形で、道路に貼り付けをするようなことを、その自転車の通行をしてもらう道路については、主な道路になりますけれども、そういうものを整備をすることによりまして、自転車の方がそこを通るということだけじゃなくて、自動車の運転をする方も、そのマークを見ることによって、ここは自転車が通るんだなということを認識していただけるということになりますので。車の運転する方も、それでは、じゃ気をつけようというふうになってくれるというふうに考えておりますので、基本的には矢羽根の整備という形で、道路整備については考えていきたいと思っております。

議長 おっしゃっていることは理想的なこと。現実はそうじゃないんじゃないかな。例えば市役所の前の通り、歩道結構広いよね。あそこ自転車通行しちゃまずいだろう。いわゆる車道の端を通るしかないでしょう。片側何メートルあるの、車道は。そういうことを考えていったらね、むしろそのほうが危険性が伴うんじゃないかなということを我々は指摘をしたんです。だから、この事業に対して反対はしませんけれども、やはり先行していくのは整備、これは先じゃないですか、と私は思うんですけどもね。

先ほどおっしゃっていたようにりんりんロードとかそういう専用道路、専用自転車道があれば、それはまた別ですよ。これは、だって、この事業というのは、一般的にこの事業を推進していこうという考え方でしょう、いわゆる日常生活にしても。俺もね、さっきこのあれを見て、家から、私のところから自転車で来るかなと言ったけれども、実際には来れないね、怖くて。今の道路の幅員からいっても。歩道を乗っていくんだったらそんなことないけれども。だけれども、歩道もね、ものすごい凹凸。それと、橋なんかが

あるところ、そこがものすごく凹凸があるんですよね。だから、そういうことが先に進まなければ、これはなかなか効果というのがどうなのかな。

以上です。

政策企画課長 ありがとうございます。

なかなか全部を整備するというのは難しいところでありますけれども、当然この計画の中では危険箇所の道路については改修なり改善は必要だというふうには考えておりますので、限定期にはなるかもしれませんけれども、そういった道路での危険箇所というものについては、土木課とも相談しながら改修なりを進めていきたいとは考えております。

笹島委員 それよりもそういう通学路の歩道とか、自転車で通っている、そういうところの整備をしてもらいたいね、こういうことをやるんだったら。そっちのほうが現実的だと思う。余計なことは、俺やめてほしい。

（「それが最優先だよ」と呼ぶ声あり）

笹島委員 俺もそう思う。これはやめてほしいと思う。悪いけれどもね。

以上です。

委員長 執行部、何かありますか。

政策企画課長 いろいろ御意見ありがとうございます。

ちょっと今日いただきました御意見も踏まえて、ちょっと検討したいと思います。ありがとうございました。

委員長 私からもちょっとね。最終的に市内周遊の仕掛けづくりというのを課題という、出てきている。これはやっぱり市内周遊というのは、今、皆さん言っているように、道路の安全性を危惧しているわけですよ。まずそこをひとつよろしく、回答はいいですから、その辺からお願いしますね。

副委員長 どちらかというと今、観光的な感じの部分がフィーチャーされちゃったのかなと思いますけれども。これ見て思ったのは、ちゃんと市内の子供たちのことも出ていますし、やっぱり一番使っているのは中学生だと。それから、電車で通う高校生なんだろうなと思います。ですから、その辺もやっぱり考えていくというのも、この計画の一つかと思いますので、その部分についてはしっかりと私は進めてほしいなというふうに思います。

さっきの矢羽根のこともありますけれども、水戸市なんかはもう始まっているかと思います。今、歩道が正式に通れなくなったというところで、非常に行政も警察もですね、この部分はどうやって車道に誘導していくか、そして安全に通行させるかと、非常に大きな問題と課題があるというふうに思っていますので、その部分はこの中でしっかりと取り組んでいただいて、先ほど委員から出ましたけれども、中学生のとかですね、高校生の通学に対する安全というところを求めながら、例えば、私はこれ私案ではありますけれども、サイクリングされる方、止まらずに長距離乗れるというのが一番魅力かと思いますので、那珂市には河川が2つもありますんで、その堤防敷を改修することで長距

離乗れる、そしてサイクルステーションを那珂市につくれば、そこから行ってもらえる、それは東海村、常陸大宮市も続していくわけですので、そういったのを逆に広域連携の中でしっかりと取り組んでいくということであれば、これは有効な計画にもなっていくかなと思いますので。これはただ、私の私案ではありますけれども、そういった視点も持っていただきて、那珂市だけじゃなくて、そういった可能性もあるよという視点を持っていただきて、ぜひとも進めていただければ、私はありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それについてどのように考えますでしょうか。

政策企画課長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり那珂市には那珂川と久慈川がございます。その上の堤防の上についても整備されているところもございまして、そういったところもサイクリストは走っていただくことが当然考えられますので、そういったところも利用しながらも、自転車を活用するような計画を考えてはいきたいというふうには思っております。

萩谷委員 今、那珂川と久慈川の話が出ましたけれども、久慈川の場合は幸久橋から久慈浜に行ける堤防の下の一段下がったところにできているんですよね、サイクリングロードが。幅は狭いですよ。そこを走っている人はいます。そういう感じで安全なところならいいですけれどもね。そういう形で何かいろいろ考えていったほうがもしやるとすればいいんじゃないかなと思います。久慈川の橋のところから行けますから、久慈浜まで。堤防の上の下の段になりますけれども、ちょうど川との、ちょうど高い部分になっていますけれども。そういうのもいろいろ検討しながら。

委員長 回答はいいですか。

萩谷委員 いいです。

木野委員 資料に基づいてちょっとお伺いしたいんですけども、サイクルプロジェクトのチームの会議を4回やったということで、メンバー構成を教えていただきたいのと、試走会は1回開催されたということなんですけれども、どの辺を走られたのか、この2点をお伺いいたします。

政策企画G長 お答えいたします。

プロジェクトチームにつきましては、関係課の若手職員を中心に10名程度を選出しております。また、市役所内の職員の自転車愛好家の方、やはり10名程度をオブザーバーとして選ばせていただきて、アドバイス等をいただいております。

また、試走会につきましては、今考えています市内の周遊ルートを上級者ルートと一般の方が行けるようなルート、2ルートに分かれまして、試走会を行ったところであります。

以上です。

委員長 いいですか。

ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

次に、第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定状況を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

政策企画課長 それでは、常任委員会資料の17ページをお開き願います。

第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定状況についてでございます。

まち・ひと・しごと創生法に基づきまして、平成27年度に第1期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定をいたしまして、移住・定住の推進など、人口減少の抑制、地域の活力維持に資する施策に取り組んでまいりました。

第1期の総合戦略が今年度で終了しますことから、国や県の方針等も踏まえつつ、現在、第2期の総合戦略の策定を進めておりますので、その素案を報告させていただきます。

それでは、次の18ページをお開き願います。

第2期総合戦略の人口ビジョンを御覧願います。

この人口ビジョンは、次のページで説明をします総合戦略が達成すべき目標として、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものとして作成するものでございます。

それでは、左側の那珂市の人口動向でございます。

棒グラフが総人口でございまして、2000年以降微減傾向でございます。三角の折れ線グラフは15歳から64歳の生産年齢人口、その下の丸の折れ線グラフは14歳までの年少人口でございまして、いずれも減少傾向でございます。一方で、四角の折れ線グラフは65歳以上の老人人口でございまして、増加し続けております。

真ん中の欄の2つ目のダイヤの四角ですけれども、人口の自然動態は死亡者数が出生数を上回り、直近10年では年平均200人程度の減少でございます。

3つ目の四角、社会動態は直近の10年では平均50人程度の増加でございますが、一方で15歳から24歳の若者が進学や就職などにより転出超過が大きい状況でございます。

このような状況を踏まえまして、一番下の欄、目指すべき将来の方向としましては、記載の3つを掲げております。これはそれぞれ括弧書きに記載のとおり、出生数の確保、転入超過の維持、若年層の転出抑制と移住促進を目指すものでございます。

右側の将来人口推計を御覧願います。

3つのパターンの人口推計の折れ線グラフがございますが、太線の丸のグラフが、真ん中の欄でいいますと③番でございまして、まず②番の合計特殊出生率が2040年までに国目標の2.07人に改善することと併せまして、現在の転入超過年間50人を維持し続けるという条件のものでございます。この最も高い条件設定を採用しまして、一番下の欄でございますが、2040年度では4万8000人、2060年度では4万3000人を将来展望人口と

して掲げることといたしました。

次の 19 ページをお開き願います。

ここからが総合戦略でございます。

左側でございますが、総合戦略の目的としましては、出生数の減少により、総人口が減少傾向であることや生産年齢人口の減少により、地域経済が縮小する懸念があることから、総合戦略の目的として、仕事をつくること、人を呼び込む流れをつくること、それを支えるまちを整備することという 3 つの視点で一体的に取り組むものでございます。

その下の現在の第 1 期総合戦略におきましては、記載の事業を中心に取り組んでまいりましたが、成果としましては、市民への住みやすさの定着や転入超過が継続しているなど、一定の成果がございましたが、一方で、若者の流出をはじめ出生数の伸び悩みや農業者の減少などの課題が依然として残っている状況でございます。

その下、これらの課題に対応するため、第 2 期総合戦略におきましては、より踏み込んだ施策の実施のため、施策を実施する目的と手段を明確化し、K P I (重要業績評価指標) は事業実施の効果を把握、検証しやすい指標に見直しますとともに、計画的な実行と効果検証、施策の見直しの継続により、那珂市の魅力を高め、那珂市に愛着を感じる市民、那珂市を訪れる人、移り住む人の増加を図っていくということを戦略の方針といたしました。

その下の総合戦略の期間は 2020 年から 2024 年の 5 年間でございます。

右側の施策体系を御覧願います。

戦略 1 、安定した雇用の創出戦略、戦略 2 、那珂市への人口還流戦略、戦略 3 、結婚・出産・子育て応援戦略、戦略 4 、時代にあった地域の創造戦略の 4 つの戦略の下に目的と手段を明確化するため、一番左側の 5 つのプロジェクトを立ち上げまして、その右側に 12 の施策、さらに右側に 34 の具体的な事業を設定しております。また、 1 番右は、戦略ごとにそれぞれ数値目標を設定しております。

なお、 5 つのプロジェクトの下にいろいろなマークを付しておりますが、一番下の米印に記載のとおり、これは S D G s (持続可能な開発目標) の 17 の目標のうちから、各プロジェクトに関連するものを記載したものでございます。第 2 期の総合戦略に S D G s の考え方を盛り込み、総合戦略の各施策を着実に推進することで、 S D G s の推進にも寄与するものと考えております。

次の 20 ページをお開き願います。

一番左側から 4 列目までの具体的な事業までは前のページと同じでございまして、真ん中のあたりに主な事業の概要を記載しております。それより右側には、K P I としまして、事業実施の効果把握を検証しやすい指標をそれぞれ設定しております。

それでは新たな取組を中心に主なものを説明いたします。

戦略 1 でございます。

（1）「農業で稼ぐ」いい那珂プロジェクトとしまして、①の農業の収益力向上、②担い手育成支援に取り組んでまいります。①のイ、6次産業化の推進やウ、販路拡大の推進では、来年度アグリビジネス戦略を策定し、農産物の付加価値向上を図るため、売れる商品の開発を支援するとともに、新たな農産品や6次産業化商品等を東京圏などの消費者に直接届ける仕組みを構築するなど、収益力の向上を図ってまいります。

②のア、新規就農者への支援では、市外から新規就農希望者の受入れと定着を促進するため、府内の連携体制や農業者との協働体制を確立した上で、担い手確保に取り組んでまいります。

（2）の「ここで働きたい」いい那珂プロジェクトとしましては、①創業支援・企業支援の強化、②地元就業の促進に取り組んでまいります。

①のア、よろず相談による創業・企業支援では、創業を希望する市民を発掘し、創業につなげるため、商工会の2階に創業支援施設を開設いたしまして、創業セミナーやハンズオン支援を実施してまいります。

②のア、インターンシップの推進では、東京圏などの大学生の市内企業への関心を高めるため、大学生等による市内企業でのインターンシップやその結果をまとめた資料を配布するとともに、イの各種就職相談会の開催では、那珂市に住んで働くことの魅力を伝えるため、地域での暮らしと仕事を紹介する就域説明会のバスツアー等を実施いたしまして、若者の地元就業を促進してまいります。

ウのテレワークの推進では、先ほど申し上げました創業支援施設の中のコワーキングスペースなどを活用して、市内の女性や遠隔地に通勤する市民、東京圏の企業等の多様な働き方を支援してまいります。

次に、戦略2でございます。

（1）「来て見て感じて」いい那珂暮らしプロジェクトとして、①移住定住の促進、②交流人口・関係人口の創出に取り組んでまいります。

①のア、移住・定住に向けた支援では、那珂市の魅力を実感してもらうため、那珂市紹介ツアーを実施してまいります。

ウの地域おこし協力隊の導入では、4月から2名の協力隊が農業や静峰ふるさと公園の活性化に取り組む予定でございまして、隊員の定住を促進するとともに、市民と協力隊、行政の協働による地場産業の活性化やまちのにぎわいづくりを推進してまいります。

②のア、サテライトオフィスの導入では、サテライトオフィスの誘致を推進しまして、市民との交流を促進することで地域課題を解決する新たな仕事の創出やITを活用した産業・教育等の振興を目指してまいります。

次に、戦略3でございます。

（1）みんなの笑顔を育てようプロジェクトとしまして、①結婚の促進、②安心できる妊娠・出産・子育て環境の提供、③時代にあった教育環境の整備、④家庭と仕事の両立

支援に取り組んでまいります。

①のア、結婚支援の推進では、市民の出会いと結婚を促進するため、いばらき出会いサポートセンター登録費用の助成などを実施してまいります。

②のア、子育て世帯の経済的負担の軽減では、保育料無償化の対象外である0歳から2歳児を持つ世帯への費用負担の軽減を検討してまいります。

イの子育て世帯への包括支援では、子育て世帯を身近な地域で親身に支える仕組みとして、子育て世帯包括支援センターを設置し、関係機関との連携による切れ目ない支援を行ってまいります。

さらに子育て世帯が多様な子育て支援策を十分に受けられるよう、国・県・那珂市の子育て支援の包括的なプロモーションを推進してまいります。

ウの不妊治療への支援では、出産を希望する方への不妊治療費の助成について、助成内容の効果を検証しながら、制度の見直しを検討してまいります。

③のア、保幼小中連携の推進では、これまで小中一貫教育の実績を踏まえ、幼稚園、保育園との連携を強化するとともに、保幼小中連携協議会を軸としまして、幼児期から小学校への接続をさらに円滑に進め、幼児期から児童生徒まで一貫性のある教育を推進してまいります。

エの特色ある給食の推進では、安全安心な食事で健康な児童生徒を育成するとともに、地域の食材を知ることで地域の愛着を高めるため、学校給食における地場産食材の利用率の向上を図ってまいります。

④のアでは、低年齢児保育の受入れ枠の拡大では、引き続き待機児童解消を図るため、低年齢児の受入れ枠の拡大に努めますとともに、保育業務の充実を図るため、保育士の確保、資質向上を促進してまいります。

次に、戦略4でございます。

(1) 「住まい☆すまいる」いい那珂プロジェクトとしまして、①にぎわいづくりの推進、②住みよいまちづくりの推進に取り組んでまいります。

①のイ、静峰ふるさと公園の魅力向上では、市内外の多様な世代の人が楽しめる静峰ふるさと公園づくりを目指し、公園施設の整備や定期的なイベントを開催するとともに、民間主体の魅力的なイベントの誘致を促進してまいります。

エの里山を活用したにぎわいづくりでは、久慈川や那珂川から静峰ふるさと公園や茨城県植物園にかけての自然資源を活用したアウトドアなどによるにぎわいづくりを推進してまいります。

②のア、生活基盤の整備促進では、市街地の適正な誘導を図るため、立地適正化計画を策定し、生活関連施設の立地を促進してまいります。

ウの公共交通の改善と利用促進では、ひまわりタクシーにつきまして、受付配車業務の効率化や乗合ルートの最適化により、利用者の利便性を高めるため、運行配車システム

の導入を検討してまいります。

今回は第2期の総合戦略の素案をお示しさせていただきましたが、今後、4月にパブリックコメントを実施しまして、6月の議会で改めて成案という形で報告をさせていただく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

御意見、御質疑等ございませんか。

木野委員 那珂市も今回SDGsを始めていただくということになったんですけれども、ほかの結構、先進地なんかもあると思うんですね。その辺は今後しっかりと参考にしていただいて、素案からつくっていただきたいと思います。

またあと、17項目ということで、今回、新規も見ると6項目ぐらいありますので、これもどうするのかというような部分も先を考えてやっていただきたいと思います。

また、現状値と目標値がありますけれども、この辺をしっかりと検討していただいて、目標値に向かうように進めていただきたいことを私としては要望をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

委員長 いいですか、執行部からの回答は。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を2時40分といたします。

休憩（午後2時25分）

再開（午後2時40分）

委員長 再開いたします。

総務課と瓜連支所が出席しました。

議案第1号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 それでは、議案書の5ページをお願いいたします。

議案第1号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月10日提出、那珂市長、先崎光でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2

年4月1日から施行されることに伴いまして、地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号に基づく特別職非常勤の要件が厳格化されましたので、見直しを行い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、次の6ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは改正条文になります。

この改正条文の中で、青少年相談員、それから、下のほうにあります英語指導助手、非常勤の嘱託、これについて非常勤の特別職から削除するというものでございます。

地方公務員法が改正になりますと、労働性の高い職員については会計年度任用職員に移行するというものでございまして、この3つについては、それに該当するものでございますので、削除するというものでございます。

次の7ページ、8ページが新旧対照表、9ページが改正条例の概要でございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 御異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第2号 那珂市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、議案書10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 那珂市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月10日提出、那珂市長。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴いまして、会計年度任用職員の服務の宣誓について、

具体的な方法が示されたために、本条例の一部を改正するものでございます。

次の 11 ページが改正条文となります。

12 ページが新旧対照表、13 ページの概要のほうで説明をさせていただきます。

13 ページの条例の概要でございます。

改正する部分は、第 2 条の 2 項のところでございますけれども、こちらは 4 月から会計年度任用職員という制度が制定されて導入されます。会計年度任用職員になりますと、一般の職員と同様に守秘義務であるとか、公務員の職務専念の義務であるとか、そういう部分が該当になるということでございます。会計年度任用職員についても、宣誓書を署名して提出するということになっております。通常は一般の正職員でございますと、4 月 1 日に市長の前で宣誓書を代表の方が朗読して、それで宣誓に代えるというものでございますが、会計年度任用職員につきましても、このような形にすると大変なことになってしまうということで、署名による提出でも足りますということでございます。

それから、再度、来年度以降も雇用する場合には、一度それに署名、宣誓書に署名をしておけばこれをもって足りるということをこの条文のところで追加するというものでございます。

以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 御異議なしと認め、議案第 2 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 3 号 那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、議案書の 14 ページをお開き願います。

議案第 3 号 那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例でございます。

那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもの

とする。

令和2年3月10日提出、那珂市長。

提案理由でございますが、ここは大変難しい文が続いているんですけども、この固定資産評価審査委員会の条例の中で国の法律を引用している部分がございまして、国の法律の名称が変わったもので、その変わった名称の第何条を引用するということで、それを改めるものでございます。

15ページがその改正条文になります、16ページが新旧対照表、17ページの条例の概要で詳しく御説明をさせていただきます。

まず、現在この固定資産評価審査委員会の条例の中で国の法律を引用している部分がございまして、この部分で国の法律の名称が以前は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律という名称だったのが、今度は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律というふうに名称が変わりました。このためこの法律の名称を改めるものです。

それから、引用条文も法律の名称が変わりまして、以前は第3条の部分を引用していましたんですけども、今度は法律の名称が変わりまして、条文も追加になりましたので、従来と同じ条文を引用するとなると、今度は6条という部分を引用することになったので、その条ずれを修正するというものでございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 御異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第16号 令和2年度那珂市一般会計予算（総務課及び瓜連支所所管部分）を議題といたします。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費について説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、説明いたします。

予算書の 33 ページをお開き願います。

款項目、予算額の順に御説明をいたします。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費でございます。本年度の予算額 2 億 1073 万 7000 円でございます。前年との比較でございますが、576 万 7000 円の増となっております。この増額につきましては、議会運営費の中で修繕料がございます。この部分で議場の映像配信システムの修繕等がございますので、この分が増加になったというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 では、次に歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費について説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、予算書は 35 ページをお開き願います。それから、主要事業説明書の 11 ページをお開き願います。ここからが総務課の分になっております。

それでは、説明をさせていただきます。

款項目、予算額の順に御説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。今年度予算額 11 億 1536 万 2000 円、前年との比較で 7317 万 8000 円の増というふうになっております。この 7317 万 8000 円の増でございますが、会計年度任用職員の制度実施に伴いまして、職員の人工費、35 ページの特別人工費のその下にある職員の人工費の部分でございますが、こちらに一般管理費で扱っている会計年度任用職員の報酬を全部持ってきたために、ここの職員人工費が約 9922 万 3000 円増加となっております。後は、報酬と期末手当の分もございまして、会計年度任用職員の報酬が 6977 万 4000 円増、それから、期末手当分が 982 万 7000 円増ということで、会計年度任用職員の部分で、ここで約 8000 万円ぐらい増加となっております。

それから、その後ろの総務事務費でございますけれども、36 ページの中段の下にありますが、総務事務費がございます。こちらが約 3000 万円の減額となっております。従前は、こちらで臨時職員の賃金をここで予算化しておりましたが、ここの部分を全部会計年度任用職員として、職員人工費のほうに持っていったことから、3000 万円が減となつたというものです。

増減の説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、次に進みます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、2項徴税費、1目税務総務費について説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、58ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費でございます。この諸費のうち、諸費事務費と自衛官募集事業が総務課の所管でございます。諸費事務費が本年度予算額が373万6000円、自衛官募集事業が12万7000円でございます。ほぼ前年と同額でございます。

それから、59ページをお願いいたします。

真ん中のほうにあります2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費でございます。この中で、その後ろの60ページにあります、真ん中のほうにあります固定資産評価審査委員会設置事業が総務課の所管でございます。10万7000円で、前年度と同額でございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、次に進みます。

次に、2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、2目選挙啓発費について説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、64ページをお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費でございます。本年度予算額939万円、比較でございますが、56万円の減というふうになっております。この減となりましたのは、職員人件費の部分で、対象となる職員が替わった部分で減となっておるものでございます。そのほかは前年度とほぼ同額の予算となっております。

続きまして、2目の選挙啓発費でございます。こちらの予算が19万9000円、前年度と同額でございます。こちらは選挙啓発事業の19万9000円となっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 よろしいですか。

それでは、続いて、瓜連支所所管部分について、2款総務費、1項総務管理費、12目支所費について説明をお願いいたします。

支所長 それでは、予算書の56ページをお開き願います。

なお、主要事業説明書につきましては21ページになります。

款項目、予算額の順に御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、12目支所費、本年度予算額1億1724万1000円でございます。前年比につきましては7246万5000円の増となっております。増額の主な内容につきましては、新規の瓜連支所整備事業になります。国道118号線の拡幅に伴いまして、水戸方面からの支所への進入通路機能が失われるため、新たな進入路を確保した瓜連支所及び総合センターらぽーるの来客用一体化駐車場等を整備する工事請負費7000万円の増によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩（午後2時55分）

再開（午後2時58分）

委員長 再開いたします。

税務課及び収納課が出席いたしました。

議案第16号 令和2年度那珂市一般会計予算（税務課及び収納課所管部分）を議題といたします。

歳入、1款市税について説明をお願いいたします。

税務課長 税務課課長の柴田です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

収納課長 収納課課長の小林です。以下2名が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

税務課長 それでは、予算書の15ページをお開き願います。

款項、予算額の順に説明いたします。

1款市税、1項市民税、予算額30億1083万7000円、市民税は個人市民税と法人市民税の合計になっております。

続きまして、2項固定資産税、予算額33億600万5,000円。固定資産税は、固定資産税と国有資産等所在市町村交付金及び納付金の合計になっております。

続きまして、このページと16ページにわたります。

3項軽自動車税、予算額1億8302万4000円、4項市たばこ税、予算額3億5973万9000円、5項都市計画税、予算額3億1737万1000円。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、続いて、歳出、2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、2項徴税費、1目税務総務費、2目賦課徴収費について説明をお願いいたします。

税務課長 予算書の58ページをお開き願います。

なお、主要事業説明書では17ページが税務課所管の固定資産課税台帳整備事業、19ページが収納課所管の徴収事務費となってございます。

まず、諸費について説明を申し上げます。

58ページ、右側の説明欄の丸印、上から3番目に記載されております市税等過誤納還付金1700万円、こちらにつきましては、過去の実績等を踏まえまして300万円の増額となつてございます。

続きまして、59ページをお開きください。

中段からになります。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、予算額2億680万7000円。税務総務費は、職員人件費、税務総務事務費、固定資産評価審査委員会設置事業の3事業でございますが、このうち固定資産評価審査委員会設置事業は総務課の所管の事業となります。

続きまして、60ページをお開きください。

中段から少し下の欄でございます。

2目賦課徴収費、予算額6478万6000円。賦課徴収費は、賦課事務費、徴収事務費、固定資産課税台帳整備事業の3事業でございます。

説明は以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

これについて質疑ありませんか。

笛島委員 これ賦課徴収費が今年度は前年度よりも随分減っていますけれども、これはどこのところが減っているんですか。

税務課長 大きな減額の要因としましては、臨時職員の賃金が会計年度任用職員に切り替わったという部分になってございます。

以上でございます。

笛島委員 それは徴収係の人かな。それが替わったという意味ですか。

税務課長 賦課部門と徴収部門両方、いわゆるパートさん、臨時職員が税務課には3名、徴収部門には5名おりますが、その方々が臨時職員賃金から会計年度任用職員に替わったという改正による減額でございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上で質疑を終結します。

暫時休憩します。

休憩（午後3時05分）

再開（午後3時05分）

委員長 再開いたします。

市民課が出席しました。

議案第6号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

市民課長 市民課長の片野です。ほか2名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

座って失礼します。

それでは、議案書の27ページをお開きください。

議案第6号 那珂市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の制定により、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、印鑑の登録を受けることができないものを変更するものです。

次のページに条文がございまして、その次のページに新旧対照表、その次のページに条例の概要等になっております。

条例の概要等に沿って説明させていただきます。

改正本文ですが、第2条の登録の資格の部分につきまして、成年後見人を意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く）というふうに改めるようになります。これによりまして、今までですと一律に成年被後見人を印鑑登録できないものとすること等ではなく、今後は個々の状況に応じて判断することというふうになります。

説明は以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

副委員長 すみません、この意思能力を有しない者というのは誰がどのように判断するんですか。

市民課長 窓口のほうで本人と聞き取り等を行いまして、成年被後見人であっても、本人が来庁したことによりまして、確認をした上で判断する形になります。個々の状況によってという形になります。

委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 御異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第16号 令和2年度那珂市一般会計予算（市民課所管部分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、2目一般旅券発給費について説明をお願いいたします。

市民課長 説明させていただきます。

まず、予算書の62ページをお開き願います。

なお、主要事業説明書につきましては、市民課分は26ページからになります。

款項目、予算額の順で御説明いたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費 1億 4584万 1000円でございます。前年度と比較いたしまして 4251万円の増額となっております。主な理由といたしまして、戸籍システムの改修費及び個人番号カードの関連事務交付金の増によるものです。

続きまして、63ページをお開き願います。

2目一般旅券発給費、11万 8000円でございます。こちらはパスポート発給申請の受付、交付等になります。232万 6000円の減額となっておりますが、こちらの減額ですが、非常勤職員の報酬がこちらの事業から職員人件費のほうに会計年度任用職員の費用として、報酬として計上された計上替えによる減額になっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、次に進みます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費について説明をお願いいたします。

市民課長 予算書の92ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費 9173万 4000円でございます。市民課の所管分といたしましては、右側の93ページの説明の欄を御覧願います。

下から2番目の聖苑管理事業 4654万 3000円でございます。前年度と比較いたしまし

て 451 万 6000 円の増額となっております。主な理由といたしましては、小式場の屋根の防水工事、監視カメラの修繕等によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

笹島委員 これ指定管理者に委託しているんでしたか。

市民課長 指定管理者に委託しております。

笹島委員 これどういう、こういう墓石、墓地の関係のあれですか、指定管理者は。

市民課長 それではなくて、聖苑の管理運営等の指定管理委託になっております。

笹島委員 すみません、指定管理者の運営している会社、どういう、ちょっと詳しくもっと。

指定管理者へ委託していますよね、これね。

市民課長 平成 30 年度から指定管理者 5 年間ということで、タカラビルメン等の会社に 5 年間指定管理運営委託ということでお願いをしているところでございます。

笹島委員 どこからどこまでこれは指定して、管理してもらっているんですか。

市民課長 今まで職員がやっていた部分から全て聖苑の受付から、後は中のメンテナンスとか、そういうこと全ての部分で委託という形になっております。

笹島委員 5 年間、毎年 3000 万円ぐらいを支払っているという形ですか。

市民課長 約 3000 万円弱を委託料という形でお支払いしております。

委員長 いいですか。よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上で質疑を終結します。

暫時休憩します。

休憩（午後 3 時 15 分）

再開（午後 3 時 16 分）

委員長 再開いたします。

環境課が出席しました。

議案第 12 号 令和元年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題いたします。

執行部より説明をお願いいたします。

環境課長 環境課長の関です。ほか 2 名の職員が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第 12 号でございます。那珂市公園墓地事業特別会計補正予算でございます。

令和元年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）になります。

それでは、4ページをお開きください。

歳入になります。

4款繰越金、1項繰越金、金額が380万1000円でございます。こちらにつきましては、平成30年度から令和元年度への繰越金でございます。繰越しの額が増加した理由でございますが、30年度の永代使用料、こちら20区画を予定していたところ、31区画の申込みがあったものによるものでございます。

続きまして、歳出になります。

款項目、補正額の順に御説明いたします。

2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金、金額が380万1000円でございます。こちらにつきましては、一般会計へ繰り出す、こちら墓地会計が一般会計に返済をするものとなっております。一連の流れをかいつまみますと、永代使用料の収入が多かったので、借金の返済に充てるというふうな内容になります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 御異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第16号 令和2年度那珂市一般会計予算（環境課所管部分）を議題いたします。

歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、2目一般廃棄物処理費について説明をお願いいたします。

環境課長 主要事業説明書でございますが、30ページから32ページまでが環境課の所管でございます。予算書は92ページをお開きください。

款項目、本年度金額の順に読み上げてまいります。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費 9173万4000円。このうち環境課の所管でございますが、環境審議会事業、衛生病害虫対策事業、狂犬病予防事業、続きまし

て、93 ページをお願いします。環境保全対策事業、公園墓地事業特別会計繰出金、環境活動啓発事業の 6 事業でございます。総額で 408 万 9000 円となっております。

続きまして、94 ページをお願いします。

4 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費 5 億 717 万 9000 円。内訳につきましては、清掃総務事務費、ごみ啓発推進事業、大宮地方環境整備組合の負担金でございます。

続きまして、95 ページをお願いいたします。

4 款衛生費、2 項清掃費、2 目一般廃棄物処理費、金額が 1 億 537 万 9000 円でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がないようですので、次に進みます。

次に、6 款商工費、1 項商工費、4 目消費者行政推進費について説明をお願いいたします。

環境課長 それでは、111 ページをお開きください。

6 款商工費、1 項商工費、4 目消費者行政推進費 101 万 4000 円でございます。

以上でございます。

委員長 質疑ございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上で質疑を終結いたします。

続いて、議案第 18 号 令和 2 年度那珂市公園墓地事業特別会計予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明をお願いいたします。

環境課長 227 ページをお開きください。

歳入でございます。

款項、本年度金額の順に御説明いたします。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、金額が 500 万円でございます。2 項手数料、金額 3,000 円。

続きまして、2 款管理費、1 項管理料 478 万円でございます。管理料につきましては、未済がございまして、9 万 3960 円、20 名分の未済となっております。こちらにつきましては、電話や訪問等によりまして納付をいただけるように連絡をしているところでございます。

続きまして、3 款繰入金、1 項繰入金 1,000 円。

4 款繰越金、1 項繰越金、金額 2916 万円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

環境課長 訂正です。よろしいですか。

4款繰越金、1項繰越金、金額が291万6000円でございます。申し訳ございません。

委員長 失礼しました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、続きまして、歳出について、執行部より一括して説明をお願いいたします。

環境課長 228ページをお開き願います。

歳出でございます。

款項目の順に読み上げてまいります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、金額704万3000円。

2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金550万円。

3款予備費、1項予備費、1目予備費15万7000円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 御異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、常任委員会協議・報告案件であります。

下江戸地区の大規模太陽光発電についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

環境課長 常任委員会資料21ページをお開きください。

下江戸地区の大規模太陽光発電についてでございます。

今から説明する下江戸地区の太陽光発電につきましては、那珂市が行う事業ではございません。企業のアフターフィットという会社が行う事業でございます。

2月末現在で事業所からヒアリングをした情報について、情報提供ということで常任委員会のほうに報告をさせていただきます。

21ページの概要でございます。

12月にも説明をしてございますので、変更になっているところについて御説明いたします。

こちらにつきましては、事業者について、アフターフィットという会社が進めてございましたが、名称が変わるものでございます。

22ページをお開きください。

事業者につきましては、アフターフィットという会社がやってございました。こちらは今回、資金調達能力の強化をするということで、アフターフィットという会社、あと、山佐株式会社と大和エナジーインフラ株式会社の出資の合同会社ということで、名称が変更になります。これちょっと抜けていますが、アフターフィット大和那珂太陽光合同会社ということになります。

下の開発者でございますが、当初、アフターフィットと山佐のほうの共同事業ということで、許可を取るまでの様々な事業についてはこちらの会社の名称で行っておりました。

施工業者でございますが、予定ではアフターフィットエンジニアリング、アフターフィットの工事部門のところで工事を施工するということでございましたが、株式会社京セラコーポレーション、アフターフィットエンジニアリングということで、こちらのほうは工事体制の強化ということで会社が増えてございます。

維持管理業者につきましては、今までと同じで、アフターフィットエンジニアリングが行うということでございます。

23ページをお願いします。

経過説明でございます。

住民説明会につきましては、10月と11月、らぼーるにおいて実施されております。

森林法、こちら林地開発許可でございますが、茨城県の許可、令和元年12月25日付で許可になってございます。

農地法につきましても、同じ日、12月25日に許可になってございます。

環境保全に関する協定、こちら環境課でございますが、年を明けて1月6日、こちら那珂市環境保全に関する協定書ということで締結をしてございます。

道路法につきましては、現道を開発工事について使用するため、24条の申請、今後3月には認定の廃止、公示期間60日を要します。5月には公共用財産の賃貸借契約ということで、財政課と締結することになります。

事業者の名称が変更に伴いまして、2月から3月、こちらのほう、承継をする内容で名義の変更等がございます。

3月から4月ということで、農地法の許可、再申請、こちら名称が変更となるというこ

とで、農業委員会のほうの継承というか、承認の手続がございます。

林地開発につきましては、こちら承認の届けをすれば名称の変更ができるということでございます。

24 ページでございます。

24 ページは、林地開発の本申請に提出された土地利用計画平面図について添付をしてございます。

この開発につきましては、森林法に基づく林地開発許可で、茨城県知事の許可案件になります。昨年 12 月 25 日に許可を取得して、1 月から着工になりまして、伐採、伐根の作業に着手している状況でございます。今年の 8 月には電気工事、組立て工事と送電線、こちら東京電力になりますが、電気工事が入ってまいります。

2021 年 7 月に売電開始ということで、事業者から聞いてございます。

以上、進捗状況につきまして、常任委員会に情報提供するものでございます。

委員長 説明は終わりました。

御意見とか質疑ございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

議長 ちょっと聞きたいこと、いいですか。

委員長 どうぞ。

議長 せっかく環境課お見えになっていて、この議題とは違うことでお尋ねしたいんですが、不法投棄がすごいね。まず 1 点、そこの高速道路の反対側。山積みになっているのは、あれ何ですか。それともう 1 点、バードライン、あそこは酪農団地の外れかな、ちょうど十字路があった。あのところを左に斜めに入っていったところ。この 2 点。これどういう、環境課でどうなんですか、これ。

環境課長 こちらのほうは、残土になってございます。建設残土を無許可で土盛りしているという案件で、昨年の 12 月から環境課、あと那珂署ですね。あと、県もちょっと関係しますけれども、追いかけている事案でございます。実際に早朝、夜、明るくなる前にトラックで搬入しているというところで、追跡調査をしているところでございます。

バードラインの先のところでございますが、そっちと、あと、鴻巣地区のところでございます。

まず鴻巣地区のところでございますが、土地所有者がベンキ屋さんというか、事業者の所有でございます。そちらのところにちょっと整地をしたいというところで、ある方にお願いをして、そのところに土を入れ始まつたらあのような状態になったということで、土地所有者の方からのヒアリングではそういうふうなことでございますが、実際の行為者とかなりの面識があって、提携しているというか、そういうふうな情報もございます。

バードラインのところの土地でございますが、あちらの土地につきましては、バブルのときに山林分譲ということで、山の中なんですけれども、ここ将来宅地で使えますよというふうな触れ込みで買って、実際は何もできないような状況の土地が那珂市にはいくつかございますが、その中の土地でございます。そこにつきましても、行為をしているときに行行為者等に、やはり那珂署の生活安全課と一緒に行って、届出が出ていないので中止するようにというふうな勧告をしてございます。

今の状況としましては、鴻巣の案件としては中止命令を出しているというところでございます。中止命令を出して、その後、撤去をするための措置命令を今後出していくというところでございますが、なかなか行為者等と連絡が取れないような状況でございます。

バードラインの現場につきましては、行為者と土地所有者の方に、何名かの方がいらっしゃるんですけども、そちらのほうに土入れられていますけれども、ご存じですかというところで、土地所有者の情報というか、何か契約していますかとかというところの情報を収集して、行為者に今後中止命令の手続で残土条例に基づいて指導をしていくという今途中の段階でございます。

議長 こここの鴻巣、ここについて、あれだけの残土の量、どれぐらいあるのあれ。それでね、なぜそういうことを言うかというと、あれだけの量があそこに山積みになっているよね。あれ何メートルあるんだろう、五、六メートルじゃ利かないね。高さね。あれまでね、あそこへ持ってこられるまで、環境課で分からなかつたの。なぜそういうことを言うかというと、対応が遅れていますよ。あれだけの量を持ってくるまでね、担当部署として、どういう対応をしてきたの。あの量は相当な量と違う。あの近隣の人、困っていますよ。

それから、ダンプかなんかが出入りしたところの側溝、そういうのも壊れていると、こういうことも、俺も現地確認してきた。なるほど、壊れている。これは業者はもう既に把握しているんですか。それが 1 点。

それから、バードライン、向こうもあれ業者は把握しているの。おそらくね、今、話があつたように連絡が取れないとか、見てみな、ほったらかしにされちゃうよ。これはやっぱり県と警察、当然これは環境課、この辺の連携を密にしてね、何か方法を考えていかなかつたらば、あれどうするんですか。だから、まずどうしてあれだけの量が山積みにされるまでこのままだったのかということを私は指摘をしたい。その辺を聞きたいんです。

部長、どうですか。

市民生活部長 おっしゃるとおり、対応については若干遅くなった部分はあります。こちらで報告を県のほうから受けたという部分。要するに、まず地元の方が県のほうに報告したという事実がありまして、その後、市のほうに連絡があつて、その後対応したというところなんですが。当然、行為の途中で市のほうでは発見して、いろいろ対応したのはしました。ただ、なかなかやっぱり、何ていうんでしょうね。半分やくざまがいの方で、

いろんなまず責任者に会って、環境課のほうではこういうことで、当然、報告したり、またある程度以上大きいものは市のほうの届出が必要なんだよというようなお話はしたんですが。その後、一度は収まって、その後また、実際にはダンプのほうで搬入がされたという。それに対しては中止命令は出しているんですが。ただ、いかんせん書面ということで、その後も若干入れられていたという部分があります。

ただ、その間にも警察といろいろ協議をして、道路狭窄措置はしたんですが、ただ、警察のほうも、ある程度任意的な行為だという話なので、警察としても完全にやめさせること、口頭ではお願いできるんですが、強制的な力がないということで現在に至っているというところでございます。

以上です。

議長 それはおかしいんじゃないの。不法投棄を司法ができないわけないよ。これは、だから、先ほど言ったように県の環境課あるでしょう。それから、この市町村の自治体と管轄の警察署、これで対応がいくらでもできるでしょうよ。それが那珂市はできないというんですか。

それともう1点、どうしてこういうことを我々議員のほうからこういう話が出る前に、環境課として議会のほう、そういうのにこれ報告も何もないでしょう。なかつたですね。何なんですか、これは。しかも、そこなんか立米数にしてどれぐらいあるの、あれ。把握していますか。

環境課長 立米では把握をしておりません。面積で2,600平米ございます。先ほどの事業者というか、把握しているかという質問でございますが、こちらのほう把握はしてございます。両方同じつながりがある業者でございまして、県の担当の方ともその情報を共有しているところでございます。

不法投棄ということであれば、廃棄物処理法の中で県でも市でも対応できるのでございますが、残土については、不法投棄には当たらないということがございますので、対応できる情報というか、ルールとしては、市の残土条例しかないというところでございます。今後、この残土条例につきましても、早期な対応ができるよう、今のところ500平米を超えるまでは残土条例の適用にはならないということで、ちょっとその辺で早期の対応が難しくいということがございましたので、その下限値500平米というのをなくし、ゼロ平米からというところで条例を改正し、早急に動けるような条例の整備と、あと、外に関係する部署、外を出歩いている、例えば農政部門であったり、工事をする部門。その辺と連携しまして、情報を集めると。早期に対応して、土を入れるのを止めるという方向の検討を今しているところでございます。

議長 今、その話を聞くとね、我々から見ると、全く後手後手ですよ。しかもあれだけの量の把握もしていない。平米数は分かっている。まして議会にも何のあれもないでしょう。

今後ですよ、対応がいくら連絡を取ってもという、連絡が取れない、撤去ができない、

そうした場合どうするの。それが1点。

それから、あの残土というのは、有害性がないんですか、あるんですか。これが一番大事なことですよ。残土というのは証明書が必要ですよね、捨てる場合には。そういうもの何もないでしょう。果たしてあれは有害性があるのかないのか、これも全く分かっていない。そういう状況でいながら何ら議会のほうにも報告も何もないということね。余りにも目に余りすぎる。そう思わないですか。我々から指摘される前にね、あれだけ人目につく、しかも今はそういう、この廃棄物に関して、本当に注目されている。そういう中で、しかもこれ本庁のすぐそこでしょう、500メートルあるかな、直線にしたら。そういう状態というのはどうなんですか、これ。

その件についてちょっとお尋ねしますよ。

環境課長 有害であるかどうかという判断でございますが、酸度計、簡易的なものですが、測っております。アルカリ度の強いものであるというところは確認しております。ただ、厳密に土地所有者等の了解がないと、土地に入ってそちらを調べることができないという状況でございます。量につきましても、面積は図上で把握できるんですけども、量について、真四角に設置されたような形であればある程度の算定もできるんですけども、こちらのほうは県とかに確認すると、ドローンを飛ばしてやらなくちゃいけない。そのドローンを飛ばすにも、土地所有者の了承が必要だというところで、今現在、鴻巣の場所につきましては、土地所有者の了承が取れない状況なので、今のところは把握ができないという状況でございます。

議長 有害性が測定したらない。ないんですか。

環境課長 有害かどうかの測定ではないんですけども、酸性、アルカリ度の簡易的な今調査しかできない状況で、有害かどうかという判断が土地所有者の了承がないと調べることができないという状況でございます。

議長 いわゆるそれはあそこに立ち入ることができないということ。

環境課長 立ち入ることは条例で許可書というか、発行していただいているので、環境課職員としては立ち入ることはできるんですけども、その中にある、悪い土なのかもしれないんですけども、本人から有価物だと、私の持ち物だと言われたときには、了承がないと測れないというところは、県のほうに確認してございます。

議長 地域住民、不安ですね。そうでしょう。部長、そう思わないですか。地域の住民、不安ですよ。地域ばかりじゃないですよ、那珂市が不安ですよ。あんなものあんなふうに山積みにされて。私が指摘するのはね、あそこの量までなる前にどうして行政が踏み入らなかつたんだということを私は言いたいんですよ。そうと違いますか。あれだけの量を持ってくるというのには、ダンプにしたら何台ある、あれ。何百台ある。その何百台もの量を、そこまでの量が行く前にどうしてストップがかけられなかつたんだということなの。対応の遅れというのは甚だしいでしょう、あれじや。そう思わないですか。それ

で、しかも、議会にも何の報告もないでしょう。我々が指摘をしてはじめて今のようなことが返ってくる。こういうことというのはちょっと行政として、担当部署として、いかがなもんかなと。私はこれを強く求めたい。

しかも役所から本当に高速の向こう側で直線にしたら本当に何百メートルでしょう。そういうところをそういうことで。よく課長は、夜持ってきているんだということまで把握しているんじゃないですか。そこまで把握したんでしょう、夜持ってきたんだと。いくらでも、例えばですよ、これはおかしいなとなれば、いろんな方法があったと思うんだよね。例えばそういうふうに人目につかない夜間であれば、今、カメラでも何でもあるでしょう、ナンバーもついているんだもん、車はね。そういうところから割り出して、いろいろな方法はできたんじゃないですかね。

今日はこれ、これだから、この辺にして、後でそういうことを資料とか、そういう経緯、そういうことを求めたいと思います。

以上です。

委員長 よろしいでしょうか。後ほど。

環境課長 分かりました。

委員長 対応を早めにということで、よろしくお願ひします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩（午後3時53分）

再開（午後3時54分）

委員長 再開いたします。

防災課が出席しました。

議案第4号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

防災課長 防災課長の秋山です。ほか3名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

議案書の18ページを御覧ください。

議案第4号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例。

那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

提案理由といたしましては、令和2年4月1日から空き家等の適正管理に関する分掌事務を市民生活部防災課から建設部建築課に所管替えするため、本条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、本条例第9条に記載されている「市民生活部防災課」を「建設部建築課」に改めるものです。

次に、20ページをお開きください。

新旧対照表になります。右側が現行で、左側が改正案となります。

第9条の庶務について、「市民生活部防災課」から「建設部建築課」に改正するものです。

附則、令和2年4月1日から施行する。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 御異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして議案第16号 令和2年度那珂市一般会計予算（防災課所管部分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、10目交通安全対策費、11目原子力対策費、14目諸費について説明をお願いいたします。

防災課長 予算書の55ページをお開きをお願いします。また、主要事業説明書の33ページから37ページが防災課の所管となっております。

それでは、55ページから、款項目、予算額の順に御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、10目交通安全対策費、予算額322万3000円でございます。前年度と比較しまして、臨時職員の賃金及び社会保険料が総務課所管の予算書35ページの職員人件費での予算計上となったことが206万8000円の減となっております。事業においては、交通安全教室や交通安全キャンペーンなど、交通安全推進に関する事業を実施しているところでございます。

次に、下の段、2款総務費、1項総務管理費、11目原子力対策費、予算額335万3000円でございます。前年度と比較しまして、委託料の避難ガイドマップの作成の委託料がなくなったため、255万2000円の減となっております。事業においては、原子力対策に関する事業を実施しております。

次に、58ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、予算額4769万4000円でございます。この目で当課が所管となるのは、中段あたりにあります防犯事業になります。防犯事業では、防犯カメラの設置工事や地区の防犯灯の設置費補助を行っております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 よろしいですか。

それでは、次に、2款総務費、7項災害復旧費、1目過年度災害復旧費について説明をお願ひいたします。

防災課長 68ページをお開きください。

2款総務費、7項災害復旧費、1目過年度災害復旧費、予算額47万4000円でございます。前年度と比較いたしまして、災害救助対策事業が東日本大震災により福島県から避難している被災者が帰還困難区域の解除のため、家賃補助の助成がなくなったことにより減となっております。原子力災害対策事業では、臨時職員の賃金及び社会保険料が総務課所管の職員人件費での予算計上となったため、大きく348万1000円の減となっております。事業においては、市民の不安を解消するため、放射性物質検査、空間放射線量の測定などの事業を行っております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、次に、8款消防費、1項消防費、5目災害対策費について説明をお願ひいたします。

防災課長 128ページをお開きください。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、予算額3億6990万7000円でございます。前年度と比較しまして、防災無線管理事業の既存戸別受信機の購入費減と、平成30年度から3カ年で実施しておりますアナログからデジタル化への防災行政無線の年度割の減により3778万1000円の減となっております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは、これについて質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑なしとしまして、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、常任委員会協議・報告案件であります那珂市地域防災計画の修正についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

防災課長 常任委員会資料 31 ページをお開きください。

那珂市地域防災計画の修正について御説明いたします。

修正の趣旨。

法令の改正や茨城県地域防災計画の一部改定に伴う修正をはじめとした他の計画との整合を図り、修正するものです。

主な改定理由。

水防法及び土砂災害防止法の改正に伴う修正、茨城県地域防災計画の一部改定に伴う修正、市内施設の統合による修正、資料の時点修正。

主な変更項目。

自然災害等対策編。

1、茨城県地域防災計画の一部改定に伴う修正。

茨城県による地震被害想定、別紙、那珂市地域防災計画、自然災害等対策編、新旧対照表 1 ページになります。

2、市の体制・設備等の変更。

(1) 情報通信設備の更新、新旧対照表の 2 ページとなります。

(2) 災害警戒本部における本部長の変更、新旧対照表の 3 ページから 4 ページとなつておりますが、「4」のところを「6」ページ、「6」のところを「8」ページに修正をお願いいたします。

(3) 事務分掌の変更、新旧対照表 4 ページとなっておりますが、ここも「4」を「6」ページと修正をお願いいたします。

3、水防法及び土砂災害防止法の改正に伴う修正。

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、新旧対照表の 3 ページです。

4、施設や機関等の名称などの時点修正、新旧対照表 2 ページ、4 ページとなっておりますが、ここも「4」を「7」ページへ修正をお願いいたします。

次に、資料編、1、資料の時点修正。

今後のスケジュール。

令和 2 年 3 月、本日ですね、常任委員会に報告、この後、那珂市防災会議に提出いたしまして、同じく 3 月下旬に修正をしていく予定となっております。

今後の修正点につきましては、別紙の新旧対照表で御説明いたします。

新旧対象表の 1 ページをお開きください。

右側が修正案となっており、朱書きで記載しております。

まず、第 2、市に被害をもたらす可能性のある地震、国及び県による地震想定が茨城県地域防災計画の改定に準ずる修正でございます。

次に、2 ページをお開きください。

まず、茨城県の機関、保健所の名称変更になります。

次に、情報通信設備で機器の更新による修正になります。

続きまして、3ページをお開き願います。

ここでは、水防法及び土砂災害防止法の改正に伴う修正で、新設で要配慮者利用施設の安全の確保を記載いたしました。また、それに伴い、資料編にも掲載いたしました。資料編は5ページとなります。

次に、4ページ、5ページは内部体制の変更になります。緊急体制時の決定者を「副市長」から「市長」への変更したものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

ここでは、那珂市災害対策本部での分掌事務の変更でございます。総務班に避難所設置を追加いたしまして、産業班に飲料水の配布を追加したものです。

次に、7ページをお開きください。

7ページ、8ページは、茨城県の組織変更による名称変更となっております。

次に、資料編の1ページをお開きください。

まず、目次に要配慮者利用施設の一覧を項目に追加いたしました。

次に、保健所機関の名称変更による変更になります。

一番下の朱書きは、市の施設の統合による名称変更となります。

次に、2ページをお開きください。

先ほどの市の幼稚園施設名称変更に伴う施設内容の修正になります。

次に、自主防災組織一覧の時点修正で、3ページから4ページも同様のものとなっております。

次に、5ページをお開きください。

先ほど要配慮者利用施設一覧を新たに記載したものでございます。

最後に、6ページをお開きください。

ここは、水戸地方気象台が発表する警報、注意報の発表基準一覧の時点修正に伴う修正です。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明は終わりました。

御意見、御質疑ございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

次に、那珂市空家等対策計画の策定についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

防災課長 常任委員会資料の32ページを御覧ください。

那珂市空家等対策計画の策定について御説明させていただきます。

那珂市空家等対策計画（案）に対するパブリックコメントを実施いたしました。

1、募集期間、令和2年1月6日月曜から令和2年2月5日水曜まで実施いたしました。

2、計画（案）の公表方法。

那珂市ホームページへの掲載、防災課での閲覧、瓜連支所での閲覧、図書館行政資料コーナーでの閲覧で行いました。

次に、3、意見提出方法。

郵送、ファクス、電子メール及び持参で行いました。

4、意見募集結果の概要。

（1）ホームページ閲覧数は88件ございました。（2）意見の提出件数はゼロ件という結果です。

また、別添資料として、那珂市空家等対策計画を全議員にお配りいたしました。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

御意見、質疑ございませんか。

（なし）

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩（午後4時12分）

再開（午後4時14分）

委員長 再開いたします。

会計課が出席しました。

議案第16号 令和2年度那珂市一般会計予算（会計課所管分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費について説明をお願いいたします。

会計課長 会計課長の清水でございます。ほか1名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の予算書の41ページになります。

2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費、会計事務費としまして、291万7000円でございます。

以上でございます。

委員長 説明は終わりました。

質疑ありませんか。

（なし）

委員長 それでは、以上で質疑を終結します。

暫時休憩します。

休憩（午後4時15分）

再開（午後4時15分）

委員長 再開します。

これより議案第16号 令和2年度那珂市一般会計予算当委員会の所管部分について討論、採決に入ります。

討論ございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結します。

それでは、議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 御異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

御苦労さまでした。

以上で総務生活常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会（午後4時17分）

令和2年6月1日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 勝村 晃夫